

神戸市営住宅 入居申込案内書

定 時 募 集

(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)



募 集 期 間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月8日(木)

※ 郵便受付

2月8日(木)までの消印があり、

2月13日(火)までに届いたものに限り受け付けます。

・お申込み後の変更はできません。

この「入居申込案内書」をよくお読みになったうえでお申込みください。

・申込書は1世帯1通に限ります。

同一世帯が複数の申込書でお申込みをした場合や、同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

・切手を貼った申込書のみを、所定の封筒に封入し、送付してください。

神 戸 市 建 築 住 宅 局
(一財)神戸住環境整備公社

お問い合わせ先 **TEL.078-647-9804**

もくじ

神戸市営住宅の募集のご案内	1
申込資格（共通）	2
公営住宅に入居中の方の申込資格	4
申込みが可能な世帯構成の範囲	6
政令月収額の計算方法	8
収入基準早見表	12
裁量階層世帯	13
お申込みにあたっての注意事項	14
資格審査	15
よくある質問	16
入居手続き・入居にあたっての注意事項	17
修繕について	18
家賃について	19
募集再開住宅・改良住宅について	20
募集住宅一覧の見方	22
定時募集入居申込みのご案内（一般住宅・特定目的住宅）	23
申込書の書き方（一般住宅・特定目的住宅）	24
抽選方法について（一般住宅・特定目的住宅）	28
抽選倍率優遇制度について（一般住宅）	30
お申込みからご入居まで（一般住宅・特定目的住宅）	32
募集住宅一覧（一般住宅）	33～48
東灘区	34
灘 区	35
中央区	36
兵庫区	39
長田区	40
須磨区	43
垂水区	44
北 区	47
西 区	48
特定目的住宅の申込資格	49
募集住宅一覧（特定目的住宅）	57～74
シルバーハイツ	58
コレクティブハウジング	60
高齢者世帯向住宅	61
母子・父子世帯向住宅	62
障害者世帯向住宅	64
車椅子常用者世帯向住宅	65
身体障害者世帯向住宅	66
若年・子育て世帯向住宅	67
子育て世帯向期限付き入居住宅	70
多子世帯向住宅	71
ペット飼育可能住宅	72
一般世帯向期限付き入居住宅	74
ポイント方式のご案内	75
ポイント方式申込書の書き方	76
住宅困窮度配点表	81
ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項	85
よくある質問	86
ポイント方式のお申込みからご入居まで	87
2次審査時に必要な書類の例	88
募集住宅一覧（ポイント方式住宅）	89～102
常時募集について	103

神戸市営住宅の募集のご案内

(令和5年度)

募集の種類と申込方法

1. 定時募集

対象	募集種類	募集期間(予定)	申込方法	募集住宅	入居時期
一般世帯	一般住宅				
特定世帯	特定目的住宅 ・シルバーハイツ ・コレクティブハウジング ・高齢者世帯向住宅 ・母子・父子世帯向住宅 ・障害者世帯向住宅 ・車椅子常用者世帯向住宅 ・身体障害者世帯向住宅 ・若年・子育て世帯向住宅 ・子育て世帯向期限付き入居住宅 ・多子世帯向住宅 ・ペット飼育可能住宅 ・多世代近居住宅 ・一般世帯向期限付き入居住宅	春 5月1日～5月10日 募集は終了しました。 夏 8月1日～8月8日 募集は終了しました。 秋 11月1日～11月8日 募集は終了しました。 冬 2月1日～2月8日 (今回の募集です。)	白色の 一般住宅・ 特定目的住宅 入居申込書を 郵送	全区の 空家住宅	申込みから 4～5ヶ月後
一般世帯	ポイント方式 (一般住宅)		緑色の ポイント方式 申込書を郵送		

2. 常時募集

対象	募集種類	募集時期	初日受付(予定)	申込方法	募集住宅	入居時期
一般世帯	一般住宅		6月下旬 9月下旬 12月下旬 3月下旬	必要書類を窓口へ 持参 (先着順)	定時募集で申込 みのなかつた住 宅	申込みから 3～4ヶ月後
特定世帯	特定目的住宅	常時				

(注) お申込みには資格・条件があります。詳細については市営住宅募集係にお問い合わせください。

申込資格

1 一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅の申込資格（共通）

令和6年2月8日(木)現在の家族構成を原則とします。

※ 申込資格に記載されている対象年齢は、令和6年2月8日現在の満年齢です。

神戸市営住宅にお申込みいただくには、申込世帯が、次の[1]～[5]までの全ての項目にあてはまっていることが必要となります。

※ ただし、福島復興再生特別措置法第40条に該当する世帯については、次の〔4〕〔5〕の項目にあてはまっていることが入居における必要条件となります。又、子ども・被災者支援法に該当する世帯については、居住地域の条件等において必要条件が異なりますのでお問い合わせください。

[1] 居住地域の条件

- (1) 令和6年2月8日現在、神戸市内にお住まいの世帯（原則、現住所に住民登録をしている世帯）又は勤務先がある世帯（1日6時間、週5日以上（又は1週30時間以上）勤務が条件となります）
- (2) 阪神・淡路大震災により、神戸市内で居住されていた住居が被災し、市外にお住まいの世帯（り災証明書で確認できる世帯）
- (3) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定される方で、療養所入所前に神戸市内に住まれていた世帯（以下「ハンセン病療養所入所者等」といいます）

[2] 世帯構成の条件

- (1) 申込者と同居親族（※）からなる2人以上の世帯（現在の世帯を不自然に分割したお申込みは出来ません。胎児は申込人数に含みません。）

※ 同居親族・・・同居、又は同居しようとする申込者の配偶者（内縁、婚約者を含む）ならびに申込者及び配偶者の3親等内の親族（6ページ参照）

※ 離婚予定の方は鍵渡しまでに離婚が成立していること。

- (2) 次のいずれかの条件にあてはまる単身世帯

- ① 60歳以上の方
- ② 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 1級～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ A～B2判定の療育手帳をお持ちの方
- ⑤ DV(配偶者等からの暴力)被害者
- ⑥ 生活保護受給者(申請中は不可)
- ⑦ その他(戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、難病患者等)

【注意】※ 内縁関係にある場合は、住民票で「末届の夫」又は「末届の妻」となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる世帯に限ります。

※ **婚約者は、入居許可日までに入籍し、入居できる方に限ります**

※ 婚姻によらないで父、又は母となった方は、18歳以上の方に限ります。

※ DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方をいいます。

（ア）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

(ウ) 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

[3] 収入の条件

政令月収額が 158,000 円以下の世帯（計算方法は 8 ページ参照）

改良住宅にお申込みされる場合は 114,000 円以下の世帯

ただし、13 ページの表に該当する裁量階層世帯で、政令月収額が

【一般市営住宅】 214,000 円以下、又は 259,000 円以下

【改良住宅】 139,000 円以下、又は 158,000 円以下

であればお申込みできます。（政令月収額により月額家賃が高くなります）

注：改良住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準は一般市営住宅とは異なりますのでご注意ください。

[4] 住宅困窮理由の条件

現在、住宅に困窮している世帯で、次のいずれかの理由に該当する世帯

- ① 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ② 災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。
- ③ 他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である。
- ④ 住宅がないため、やむを得ず親族と別居している。
- ⑤ 部屋がせまい。（1人あたり 4.5 畳以下※1 又は最低居住面積※2 参照）
- ⑥ 正当な立退要求を受けているが立退き先がない。（自己の責めに帰する場合は除く）
- ⑦ 通勤に片道 1 時間半以上かかる。（電車等の待ち時間を除く）
- ⑧ 収入と比較して家賃が高すぎる。
- ⑨ 婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。
(鍵渡しまでに、婚姻を証明する公的な書類を提出することが条件となります)
- ⑩ その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている。（騒音、日当り等生活環境による理由は該当しません）

※1 ⑤1人あたりの畳数の計算式 ⇒ (居住室の畳数 + 流しを除いた台所の畳数 - 2) ÷ 居住人数

※2 最低居住面積水準について

現在の住宅が表の住戸専有面積以下の場合は、「住宅困窮理由の条件⑤部屋がせまい。」に該当します。

世帯人数	住戸専有面積	世帯人数	住戸専有面積
1人	25m ² 以下	4人	50m ² 以下
2人	29m ² 以下	5人	56m ² 以下
3人	39m ² 以下	6人以上	66m ² 以下

[5] 申込者本人、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

神戸市では国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人、又は同居しようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）である場合については、入居決定しないことといたします。

2 お申込みできない場合

申込資格を満たしていても、次のいずれかにあてはまる方はお申込みできません。

- ① 単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」の住宅しかお申込みできません。
「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。ただし、令和6年2月8日現在、出生していない胎児は、人数に含みません。
- ② 入居後、住宅の改造を必要とする方
- ③ 団地内で円満な共同生活ができない方
- ④ 所得があるにもかかわらず、申告をしていない方
- ⑤ 以前市営住宅に入居しており、その市営住宅の未納の家賃又は家賃相当額の損害金がある方
- ⑥ 迷惑行為を行ったことにより市営住宅を明け渡した経歴があり、次の条件にあてはまる方
(迷惑行為を主として同居者が行っていたときは、その同居者を含む)
 - ・当該明け渡しの日の翌日から起算して10年を経過しない方
 - ・迷惑行為を行わないという規定を遵守する見込みがないと認められる方
- ⑦ 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居した場合等の規定により請求を受けて、市営住宅を明け渡した方でその明け渡しの翌日から起算して3年を経過しない方
- ⑧ 市営住宅を他人に転貸又は譲渡したことにより、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ⑨ 過去に市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居していた方で、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ⑩ 上記の⑤～⑨に規定する方を同居者としようとする方
- ⑪ 基準日に、3ページ[4]に記載されている住宅困窮理由に該当しない方、公営住宅の募集に当選し入居待ちの方
- ⑫ 以前、市営住宅の名義人または同居者であり、退去後も入居承継（名義変更）・異動報告等、必要な手続きをされていない方
- ⑬ 持ち家がある方（居住の有無は問いません）
ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、お申込みできます。
 - 1. 現在、著しく老朽化している住宅にお住まいで、市営住宅入居後には解体される方
 - 2. 差押え・売却等により入居時期までに持家でなくなる方
※ 鍵渡しまでに証明書類（売買契約書等）が提出できない場合は、ご入居できません。
 - 3. 現在、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方
- ⑭ 犬猫等の動物を飼育している方。ただしペット飼育可能住宅（72ページ）にお申込みできます。

3 公営住宅に入居中の方の申込資格

現在、公営住宅（市営・県営）に入居している方は、原則としてお申込みできませんが、次の場合のみお申込みができます。ただし、2・3ページに記載の申込資格が必要です。

[1] 公営住宅入居後に生じた困窮理由（3ページ参照）が③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩のうちいずれかに当てはまる場合

（困窮理由⑧「収入と比較して家賃が高すぎる」でお申込みができるのは、収入が減りシティハイツから一般住宅に申込む場合などに限られます。）

[2] 多世代の近居（介護又は被介護のためどちらかの世帯と同区内に居住すること）を理由にお申込みをされる場合

ただし、次の条件を全て満たす方に限ります。お申込みができる住宅は、住んでおられる世帯と同一の区の住宅に限ります。（すでに同じ区に住んでいる場合は不可）

- ① 被介護世帯（単身を含む）の全員が次のいずれかに該当しており、かつ住所を同一とする別世帯がないこと。
(ア) 65歳以上の方

- (イ) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害が1級～4級の方
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害が1級～2級の方
 療育手帳の交付を受け、A又はB1判定の方
 難病患者であり、地域相談支援受給者証、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方、又は医師による診断書を提出することができる方
- ② 介護世帯は、被介護世帯から見た3親等内の親族と、その方から見た3親等内の親族からなる世帯であること。(単身世帯も可)
- ③ 申込みをする市営住宅の所在する区内にもう一方の世帯が1年以上居住していること。
 住民票で確認できることが条件となります。

[3] 次の条件を満たす場合は、特定目的住宅へお申込みができます。

ただし、現在すでに公営住宅の下記の申込可能住宅やそれらと同等の住宅に入居されていて、
 他に困窮理由がない場合にはお申込みできません。

※ 建設年度が平成7年度以降の一般住宅に住んでいる方は、障害者世帯向住宅・高齢者世帯向住宅にはお申込みできません。

基本条件	付加条件	申込可能住宅
65歳以上の単身世帯	特になし	シルバーハイツ単身向住宅 高齢者世帯向住宅(単身可)
65歳以上の方とその3親等内の親族からなる世帯	特になし	高齢者世帯向住宅
65歳以上の方とその3親等内の親族で、付加条件のいずれかに該当する方のみからなる世帯	①配偶者(内縁、婚約者を含む) ②中度以上の障害者等(難病患者を含む) ③65歳以上の方	高齢者世帯向住宅 シルバーハイツ世帯向住宅
中度以上の障害者等(難病患者を含む)がいる世帯	特になし	障害者世帯向住宅
中度以上の <u>身体障害者</u> がいる世帯	特になし	身体障害者世帯向住宅
車椅子常用者かつ重度の身体障害者がいる世帯	特になし	車椅子常用者世帯向住宅

[4] 現在、公営住宅のエレベータのない一般住宅に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がいる場合は、エレベータのある一般住宅へのお申込みができます。

[5] 現在、エレベータのある公営住宅(建設年度が平成7年度以降の住宅を除く)に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がおられ、入居中の住宅の段差により生活が困難であるとの医師の診断書が提出できる場合は、建設年度が平成7年度以降の一般住宅へのお申込みができます。

[6] 現在、公営住宅の子育て世帯向期限付き入居住宅・一般世帯期限付き入居住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

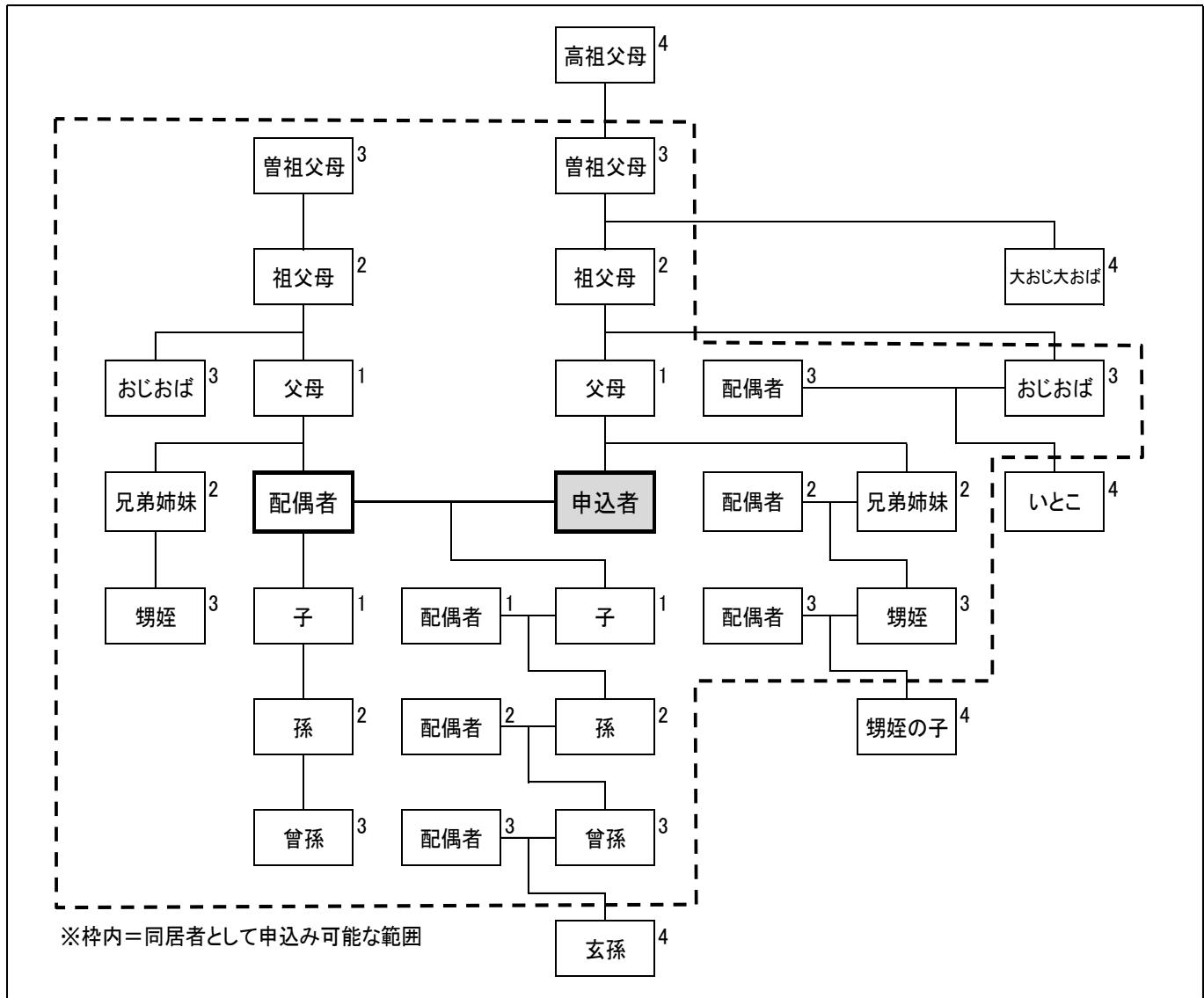
[7] 現在、公営住宅の借上住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。ただし、神戸市が買取りを実施する借上住宅に入居中の方は、原則としてお申込みできません。

[8] 現在、建替や廃止が予定されている公営住宅に入居中の方の内、明らかに移転が必要な方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

申込が可能な世帯構成の範囲

1. 申込者とその3親等内の親族

(※ 右上の数字は申込者から見た親等数)

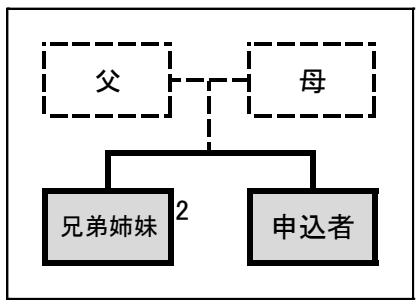


2. 申込み可能な世帯構成の例

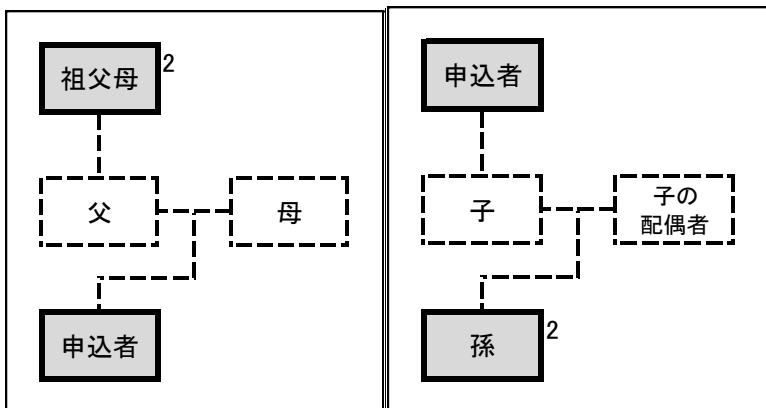
「親子」「夫婦」の世帯構成でなくても申込み可能。

(※ 太枠内の世帯構成での申込み、右上の数字は申込者から見た親等数)

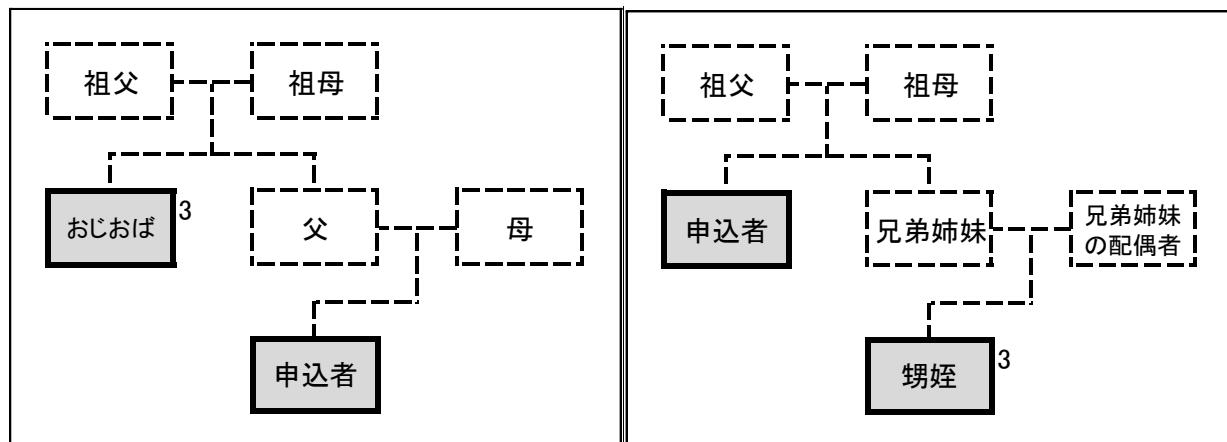
①兄弟姉妹



②祖父母と孫



③おじおばと甥姪



注意

①申込時点の家族構成を原則とします。配偶者や同居親族を不自然に分割してのお申込みはできません。

【お申込みができない例】

- ・夫婦の別居
- ・同居中の未成年の子との別居
- ・現在、同居中の未成年の兄弟との別居
- ・申込者から4親等以上離れた親族との申込み
- ・住民票は申込者と同じ所にあるが、同居する予定のない親族との申込み

②未成年の方はお申込みできません。

政令月収額の計算方法

(申込書に政令月収額記入欄はありません。)

1 政令月収額は次の順序で計算してください。

[計算の順序]

- (1) 収入の種類別（給与・事業・年金）に所得金額を計算
- (2) 各自の総所得金額を計算
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア. 令和 4 年 12 月 31 日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和 5 年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、10 ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
- イ. 令和 5 年 1 月 1 日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、10 ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。
- (a) 令和 5 年 1 月末までに就職された方
就職した月の翌月（2 ヶ月目の給与）から 12 ヶ月分の合計額を支払金額として計算します。
- (b) 令和 5 年 2 月以降に就職された方
1 年間の支払金額を次の通り推定します。
(働いた期間の総収入 ÷ 働いた期間の月数) × 12 ヶ月 + ボーナス
※ 就職した月の給与（初月給与）は除いて計算してください

② 事業所得金額

- ア. 令和 4 年 12 月 31 日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和 5 年分の収入金額から必要経費を除いた金額が総所得金額となります。
- イ. 令和 5 年 1 月 1 日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。
- (a) 令和 5 年 1 月末までに開業された方
開業した月の翌月（2 ヶ月目）から 12 ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。
- (b) 令和 5 年 2 月以降に開業された方
1 年間の事業所得金額を次の通り推定します。
(営業した期間の総収入 - 必要経費合計) ÷ 営業した期間の月数 × 12 ヶ月
※ 開業した月（初月）は除いて計算してください

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額〔令和 5 年分〕を 10 ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2)各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
(各自の総所得金額を計算してください)

(3)収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

$$\boxed{\text{本人の総所得金額}} + \boxed{\text{家族の総所得金額}} = \boxed{\text{世帯の総所得金額}}$$

(4)世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12ヶ月で割って政令月収額を計算

$$\left\{ \boxed{\text{世帯の総所得金額}} - \boxed{\text{控除額合計金額}} \right\} \div 12 = \boxed{\text{政令月収額}}$$


11ページの「控除額一覧表」を参照
して合計額を計算してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	38万円×人＝円
2. 同居しない扶養親族	38万円×人＝円
3. 老人扶養親族	10万円×人＝円
4. 特別扶養親族	25万円×人＝円
5-① 特別障害者	40万円×人＝円
5-② 障害者	27万円×人＝円
6. 審婦	27万円×人＝円
7. ひとり親	35万円×人＝円
8. 給与所得者	10万円×人＝円
9. 公的年金等所得者	10万円×人＝円
控除額の合計	円

- ※ 入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額(税込み)を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。
- ※ 給与または年金の所得金額がそれぞれ10万円未満の場合は、その金額を控除してください。

2 所得計算表

(1)給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額(1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額)の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 額	給与所得金額の算出式
551,000 円未満	給与所得金額＝「0」円
551,000 円以上～1,619,000 円未満	支払金額－550,000 円＝給与所得金額
1,619,000 円以上～1,620,000 円未満	給与所得金額＝「1,069,000」円
1,620,000 円以上～1,622,000 円未満	給与所得金額＝「1,070,000」円
1,622,000 円以上～1,624,000 円未満	給与所得金額＝「1,072,000」円
1,624,000 円以上～1,628,000 円未満	給与所得金額＝「1,074,000」円
1,628,000 円以上 ↓ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 ア. 支払金額÷4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 イ. 上の「ア」で算出した数値に4,000 円を掛ける。 ウ. 次に「イ」で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。
1,800,000 円以上 ↓ 3,600,000 円未満	左のとおり端数整理した支払金額 } ×0.6+100,000 円＝給与所得金額
3,600,000 円以上 ↓ 6,600,000 円未満	左のとおり端数整理した支払金額 } ×0.7-80,000 円＝給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下	左のとおり端数整理した支払金額 } ×0.8-440,000 円＝給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下	支払金額×0.9 -1,100,000 円＝給与所得金額

(2)年金所得(雑所得)計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額(1年間に受け取った年金の税込みの金額)の区分により年金所得(雑所得)金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得(雑所得)金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得(雑所得)金額＝「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 -1,100,000 円＝年金所得(雑所得)金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円＝年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円＝年金所得(雑所得)金額
65歳未満の方	600,000 円以下	年金所得(雑所得)金額＝「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 -600,000 円＝年金所得(雑所得)金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円＝年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円＝年金所得(雑所得)金額

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差引いてください。
- (2) 2・3・5～7の控除は、原則として所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号二に規定する扶養親族の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、令和6年2月8日現在の満年齢です。

控除対象		範囲	控除額
1. 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3. 老人扶養親族		扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4. 特別扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
特別控除対象者	①特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) <ol style="list-style-type: none"> (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（これに該当する方は全て特別障害者） (2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された方（このうち、重度の知的障害者と判定された方は特別障害者） (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級の方は特別障害者） (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級の方は特別障害者） (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方（これに該当する方は全て特別障害者） (7) 常に就寝を要し、複雑な介護を要する方（これに該当する方は全て特別障害者） (8) 年齢65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者) 	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
		②障害者	
対象者	6. 寡婦	申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7.ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
		申込者本人又は同居親族で次のア～エすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。)がある方。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。	
	7. ひとり親	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	35万円
		申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	
	8. 給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	10万円 1～7と重複して控除することができます。
		申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	

※ 控除額は該当者1人についての額（年間）です。

※ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

※ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

※ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収入基準早見表

上段は、政令月収額が 158,000 円以下(所得のある方が 1 人で、特別控除対象者がいない世帯)

※ 裁量階層世帯については、13 ページ《裁量階層世帯》参照

中段は、裁量階層該当世帯区分 ① ~ ⑦ の 政令月収額が 214,000 円以下、

下段は、裁量階層該当世帯区分 ⑧ ~ ⑨ の 政令月収額が 259,000 円以下。

(所得のある方が 1 人で、特別控除対象者がいない世帯)

区 分		入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込本人を含む）				
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 （税込み金額）	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下
		3,887,999 円以下	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下
			5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下
事業所得の方	年間総所得金額	1,896,011 円以下	2,276,011 円以下	2,656,011 円以下	3,036,011 円以下	3,416,011 円以下
		2,568,011 円以下	2,948,011 円以下	3,328,011 円以下	3,708,011 円以下	4,088,011 円以下
			3,488,011 円以下	3,868,011 円以下	4,248,011 円以下	4,628,011 円以下
年金所得の方	年間総収入金額 （税込み金額）	3,028,015 円以下	3,534,682 円以下	4,041,349 円以下	4,495,308 円以下	4,942,367 円以下
		3,924,015 円以下	4,391,778 円以下	4,838,837 円以下	5,285,896 円以下	5,732,955 円以下
			5,027,072 円以下	5,474,131 円以下	5,921,190 円以下	6,368,249 円以下
	65歳未満	3,096,011 円以下	3,534,682 円以下	4,041,349 円以下	4,495,308 円以下	4,942,367 円以下
		3,924,015 円以下	4,391,778 円以下	4,838,837 円以下	5,285,896 円以下	5,732,955 円以下
			5,027,072 円以下	5,474,131 円以下	5,921,190 円以下	6,368,249 円以下

(注) ※ 政令月収額が 123,000 円以上の世帯（所得の上昇が見込まれる世帯で単身者は除く）
は、シティハイツ（特別市営住宅）もお申込みいただけます。

※ 改良住宅に申込まれる方の上限額を確認されたい場合は、お問合せください。

« 裁量階層世帯 »

該当世帯区分	該 当 要 件	政令月収	
		一般市営住宅	改良住宅
① 高齢者世帯	申込者が <u>60歳以上</u> の方で、かつ入居する全 <u>て</u> の方が、60歳以上か、18歳未満である世帯。 (年齢は、令和6年2月8日現在の満年齢)		
② 障害者世帯	入居する方の中に、次の(1)～(3)のいずれか、もしくは複数お持ちの方がいる世帯。 (1) 1～4級の身体障害者手帳 (2) A又はB1判定の療育手帳 (3) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳		
③ 戦傷病者世帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯。		
④ 原子爆弾被爆者世帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者援護に関する厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。	214,000円以下	139,000円以下
⑤ 海外からの引揚者世帯	入居する方の中に、海外からの引揚者(厚生労働大臣が発行する証明書を有する方)がいる世帯。 (引揚げ証明には、入居する方=引揚者本人の氏名が記載あるもの)		
⑥ ハンセン病療養所入所者等の世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する、ハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯。		
⑦ 難病患者世帯	入居する方の中に、障害者総合支援法における難病等により、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方がいる世帯。		
⑧ 子育て世帯	入居する方の中に、中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子(平成20年4月2日以後に生まれた方)がいる世帯。		
⑨ 若年世帯	夫婦(<u>内縁</u> を含む)または <u>婚約者</u> の合計年齢が70歳以下の世帯。 下線部分は2ページ【注意】参照	259,000円以下	158,000円以下

お申込みにあたっての注意事項

申込資格や申込住宅の条件・概要については充分確認のうえ、お申込みください。

1. お申込みは、1世帯1通に限ります。
2. 原則、お申込み後の住宅変更や同居親族等の変更はできません。
3. 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は『失格』となります。
4. 平成21年5月募集以降で当選又は補欠線上となられた方については、それまでの落選回数の履歴がなくなり、落選回数に応じて受けられる優遇措置が一旦無くなります。
5. 世帯の人数によりお申込みできない住宅があります。〔4ページ、2-① 参照〕
6. 障害者の方は、障害の程度が重度又は中度のどちらに該当するかを、次の表により判断してください。

手帳 程度	身体障害者手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金
重度	1・2級	A	1級	1級
中度	3・4級	B1	2級	2級

※難病患者の方の障害の程度は、中度に該当します。

7. 3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになつてない方と判断する場合があります。
8. 子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期間に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。〔53ページ 参照〕
9. 家賃月額・募集戸数・入居予定時期等は見込みですので、変更になることがあります。
10. 募集住宅一覧のうち、エレベータ欄に「スキップ」と表示されている住宅は、エレベータが全ての階には停止しませんので、注意してお申込みください。
11. (今回募集の住宅に入居されても、) 将来の建替、廃止、大規模改修等にともない、他の市営住宅等への移転が必要になる場合があります。
また、大規模改修工事等の際には、騒音、振動、粉塵等が発生することがあります。

一般住宅及び特定目的住宅とポイント方式住宅を同時に応募する場合は、申込専用封筒に「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」(白)と「ポイント方式申込書」(緑)の2種類をあわせてお送りいただけます。ただし、その場合は郵便料金が異なります。

申込専用封筒には

申込書1種類の場合 → 84円切手
申込書2種類の場合 → 94円切手 を必ず貼付けてください。

※ 申込専用封筒には「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」「ポイント方式申込書」以外の書類は入れないでください。万一、同封されていてもお返しはいたしません。

資格審査

当選後、必要書類を提出していただき、資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記載内容が事実と異なる場合は、『失格』となります。

当選者に提出していただく主な書類

(1) 神戸市営住宅入居許可申請調書（神戸市所定の様式）

(2) 住民票

- ※ 原則、現住所と住民票記載の住所が一致しているものが必要です。
- ※ 申込者の世帯全員の「続柄」の記載されたものが必要です。
- ※ 婚約申込みの場合は、両方の世帯全員のものが必要です。
- ※ 内縁関係の方は、「続柄」が未届の夫又は未届の妻となっているものが必要です。
- ※ 外国籍の方は「国籍・地域、世帯主との関係、中長期在留者・特別永住者等の区分」等が記載されたものが必要です。

(3) 市民税・県民税所得証明書

- ※ 申込者の世帯 18 歳以上全員のものが必要です。（18 歳以上で無収入の方、18 歳未満で収入のある方も必要です。）
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の「生活保護適用証明書（世帯全員分）」を所得証明書に代えて提出してください。

(4) 実態調査書（神戸市所定の様式）

(5) 誓約書

- ※ 申込者本人及び同居しようとする方が神戸市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）でないことを誓約していただきます。なお、必要に応じ、誓約書に基づき、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。

(6) その他神戸市が指定する書類

(7) その他該当する方のみ必要な書類

- ※ 給与証明書、確定申告書（控）、公的年金等の源泉徴収票、戸籍謄本、障害者手帳等

- ※ マイナンバー（個人番号）の申請により、上記（2）・（3）申請者の書類が省略できる場合があります。
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の生活保護適用証明書（世帯全員分）が必要です。
- ※ 一旦提出いただいた審査書類は返却できません。（確定申告書（控）、障害者手帳等は除く）

よくある質問

定時募集に関する質問・疑問についてまとめました。

問 「市営住宅」って何?

答 住宅に困っている方に安い家賃で入居できるよう、国の補助を受けて市が整備した公営住宅が市営住宅です。申込みをするには一定の条件があります。(申込資格2・3ページ参照)

問 募集はいつあるの? 何を見ればいいの?

答 【定時募集】「一般住宅」「特定目的住宅」「ポイント方式住宅」は年4回で、
時期は5月・8月・11月・2月です。

※ 定時募集は神戸市ホームページ及び「広報紙KOB E」(毎月1日発行、各家庭
又は 神戸市の主な関連施設で配布)でお知らせします。
併せて1ページ「神戸市営住宅の募集のご案内」もご覧ください。



【常時募集】定時募集で申込みのなかった住宅は、先着順で常時受付しております。

※ 常時募集は(一財)神戸住環境整備公社のホームページでお知らせしています。

問 政令月収をオーバーしているが、市営住宅に申込みできるの?

答 政令月収額が158,000円以上の世帯は申込みできません。

ただし、例外として13ページの裁量階層世帯に該当する方については申込みいただけます。
また、政令月収が158,000円以上、487,000円以下の世帯は中堅所得者向け住宅「シティハイツ」の入居が可能です。

問 収入はないが申込みできるの?

答 申込資格を満たしていれば応募できます。入居後は毎月の家賃を納めていただく必要があります。

問 申込みする際に住宅内部を見ることはできるの?

答 申込み時に住宅内部を見ることはできません。

問 当選を一度辞退していても、また申込みはできるの?

答 当選 又は 補欠繰上となられた方が辞退もしくは棄権した場合、過去の落選回数が0回となり、
多回数落選による抽選倍率の優遇がなくなりますが申込みいただけます。

※ 3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになつてない方と判断する場合があります。

問 市営住宅に入居する際に敷金は必要ですか?

答 当選後、提出いただく収入の証明書類に基づき、決定した家賃額3ヶ月分相当の敷金が入居時に必要です。なお、入居住宅によっては別途自治会費や共益費、管理費等が必要になります。

問 保証人は必要ですか?

答 保証人は不要ですが、入居手続き時に緊急連絡先が1名必要です。

問 「シルバーハイツ」の緊急通報システムって何?

答 住戸内に緊急時の呼出ボタンやセンサーなどが設置され、入居者の方に異常があつたと思われる時に感知できるシステムです。

住宅によってシステムが異なりますので、当該住宅の管理センターまでご確認ください。

入居手続き・入居にあたっての注意事項

入居前

1. 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
2. 入居時に1ヶ月分の家賃等と敷金（基本家賃額の3ヶ月相当額）の納付が必要です。
3. 家賃は、口座振替（金融機関）により納めていただきます。
4. 入居手続き時に緊急連絡先が1名必要となります。
5. 住宅の入居時期は、工事及び書類審査等の関係で予定日より遅れことがあります。
6. 指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

入居後

7. 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。入居後は、家賃のほかに毎月、共益費（約1,000円から3,000円程度）及びケーブルテレビの使用料（西神ニュータウン、須磨ニュータウン、六甲アイランド、ポートアイランドの一部の住宅等）が必要です。
8. ペット飼育可能住宅以外の住宅では、犬・猫など動物の飼育はできません。
9. 住宅敷地内に自動車を無断で駐車することはできません。
駐車場の設置されていない住宅が大部分ですが、設置されている住宅で空スペースがある場合、有料で使用できます。ただし、契約可能な自動車には、大きさ等の制限があります。（駐車場の契約は、鍵渡し時になります。）
10. 入居後に名義変更ができるのは、名義人に、①死亡、②結婚又は離婚による退去、③転勤等による市外転出等の理由が発生した場合に、原則として同居者である配偶者・高齢者・障害者等に限られます。
11. 申込者本人又は同居しようとする者が、暴力団員である場合は入居できません。
なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員になったことが判明した場合は住宅の明け渡しの対象となります。

修 繕 に つ い て

1 空家修繕について

空家住宅は、前居住者が退去した住宅を部分的に修繕するため、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容が異なりますので、ご了承ください。なお、修繕内容は、おおむね次の通りです。

新替え

- 畳表
- フスマの張り替え
- 紙障子の張り替え
- 玄関扉の鍵
- 給水栓のパッキン

部分的な修繕

- 床・壁・天井等は、汚れ・破損の著しい箇所のみ修繕しています。
- 汚れ・破損が軽微な場合は、清掃・部分補修のみとしています。
(例) 壁クロス4面の内で1面のみ破損の著しい場合は、1面のみの張り替えをしています。

設備・点検

- 風呂釜・浴槽・流し台・コンロ台・換気扇・便器は、従前のものを清掃・点検して使用しています。
- 電気・給排水・ガス設備の点検及び建具の開閉調整を行っています。

清掃

新築ではありませんので、多少の汚れがあります。清掃は、入居時に各自で行ってください。

2 住宅の修繕について

入居後一定期間を経過すると修繕内容によっては修理費用が入居者の負担となる場合があります。鍵渡し時にお渡しします「市営住宅入居のしおり」をご覧ください。

3 住戸内の模様替え・住宅の用途外使用・敷地内の工作物設置について

市営住宅は、「公の施設」ですので、入居者が住宅を増築したり、模様替えや、住宅以外のために使用したり、住宅敷地内に工作物を設置することは、原則として認められません。ただし、身体に著しい障害があるなど、生活するうえで特段の理由があり、神戸市の定める承認基準に適合する場合には、条件をつけて認められる場合があります。

なお、前居住者の模様替えにより、建具が開き戸から引き戸に変更されている場合は状況により、そのまま使用していただく場合がありますのでご了承ください。

家賃について

- 1 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なります。個々の住宅の家賃については、募集住宅一覧をご覧ください。
- 2 家賃の算定に用いる入居者の収入は、政令月収額として下記の7区分に分類されます。政令月収額は8~11ページの計算方法で算出することができます。

【収入による家賃の算定区分】

- | |
|-------------------------------------|
| ① ····· 政令月収額が 0円~104,000円の世帯 |
| ② ····· 政令月収額が 104,001円~123,000円の世帯 |
| ③ ····· 政令月収額が 123,001円~139,000円の世帯 |
| ④ ····· 政令月収額が 139,001円~158,000円の世帯 |
| ⑤ ····· 政令月収額が 158,001円~186,000円の世帯 |
| ⑥ ····· 政令月収額が 186,001円~214,000円の世帯 |
| ⑦ ····· 政令月収額が 214,001円~259,000円の世帯 |

※ただし、⑤~⑦は、裁量階層世帯（13ページ参照）

※入居決定後、一定額以下の収入の方は、家賃の減免を受けられる場合があります。この場合、非課税の収入（遺族年金・障害年金・雇用保険・労災保険・傷病手当・児童福祉手当・仕送り・奨学金等）も加算されます。詳しくは各管理センターにご相談ください。

- 3 裁量階層世帯（13ページ参照）は、募集住宅一覧の家賃額以上の額になります。（一覧に記載している家賃額は①~④の範囲の金額です）。
- 4 家賃は、上記1の要素により毎年度変動します。
- 5 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。入居から3~5年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得者と認定され、民間住宅のみの家賃が段階的に適用されるとともに、住宅の明け渡しをしていただきます。

募集再開住宅・改良住宅について

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

概要・入居条件については下記のとおりとなります。各条項のことをご了承のうえ、お申込みください。

- ・申込資格については、同じ募集区分の住宅と同じです。
- ・募集停止事由についてはお答えできません。
- ・入居にあたっては誓約書を提出していただきます。

(死亡事故、独居死などが発生した住宅であることの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てしないことについての誓約書)

改良住宅とは、住宅密集地域の住宅改良を行うために、住宅地区改良法等に基づき建設された住宅で、申込資格のうち収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。

(収入基準については3ページ [3] 収入の条件参照)

個人情報の利用目的等について(ご了解事項)

(1) 個人情報の利用目的

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ①市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務 | ③各種アンケートのお願い |
| ②各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内 | ⑤その他住宅等の管理上必要な場合 |
| ④調査・統計資料の作成 | |

(2) 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合があります。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

(3) 個人情報の第三書提供

(一財)神戸住環境整備公社は「法令等に定めがある場合」「個人の生命を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報をこの市営住宅の申込みの目的以外には使用いたしません。

(4) 個人情報の預託

(一財)神戸住環境整備公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者(管理業者、修繕業者など)へ個人情報を預託する場合があります。

(5) 個人情報の利用目的の通知および開示等の手続き

(一財)神戸住環境整備公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等の請求に対応しております。なお、開示等の請求をしようとする方々は各種請求書を提出していただきます。

募集住宅一覧の見方

東區

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地		階 建 号 棟 階 数 室	エレベータ	面積(m ²) 間取り 量 数		月額家賃 (円)	過去率 倍	備 考 欄
			交 通				量 数	面積(m ²)			
2人以上	一般 ☆☆☆	○△第五 (昭和〇〇年)	東灘区○△南町〇丁目〇番 阪神「〇〇」駅 徒歩〇分		5階建 ○号棟	X	51m ² 3DK	27,400	~ (5)倍	募集再開住宅	
					3階 313号室	X	和6.6 洋3.5 DK5.6	40,800			

シルバニアゾン（單身向）

申込区分		申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 樓 敷 号 室	面積(m ²) 間取り 量 数	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
單身向	特目★★★	△□山手	垂水区○○聞○丁目○番 (平成○○年) 	JR「△□」駅より、市・□□バス約○分「○○ 介護センター前」徒歩○分	10階建 ○号棟	39m ² 1DK	20,500 ○和6 DK8.4	~ 30,500	(20) 倍

由汉区分

支那の歴史と文化

(注)「単身向川11世11世夢の舟が曳入る」

……「一般」は申込書の一般住宅申込番号欄に、

建築工事を開始した年度を記載します

卷之三

（以下）… 該当住宅について注意いただきたいことを、

……該当住室の敷地出入り口から合理的な交通

卷之三

設置の有無について記号で記しています

……面積一千部屋の経面積を(數字)で、間取り上部屋の面積を(數字)で、

その他の構成に付ける墨数を記載しないまま

卷之三

賃家額客月

(注)裁量階層世帯(改良住宅を除く)となる方

船住家付 前年卒に草集大作 - た ま う

卷之三

((0) 倍速は単込みのなかつた住宅です。)

備考欄

神戸市営住宅 入居申込みのご案内

定 時 募 集

一般住宅・特定目的住宅

各住宅の申込資格等をよく確認のうえ、お申込みください。

抽選の結果、当選・補欠となられても、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。

「一般住宅」「特定目的住宅」は、
白色の「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書（令和6年2月募集）」で、
お申込みください。

« 「ポイント方式住宅」とは別枠で申込受付を行います。»

「ポイント方式住宅」は、緑色の「ポイント方式申込書」により、
お申込みすることができます。

申込書の書き方（一般住宅、特定目的住宅）

(1) 申込番号

一般住宅・特定目的住宅それぞれの申込番号欄に、募集住宅一覧に記載の申込番号を記入してください。なお、お申込み後の申込番号の変更は認められません。

(2) 申込者

- ① 姓と名の間は、1文字分あけて記入してください。
- ② 現住宅種別欄には、現在居住している住宅の種別を一つ選んで○印をつけてください。
- ③ 現住所欄には、郵便番号・電話番号・携帯番号・現住所（号棟・室番・様方・マンション名・アパート名等まで明記）を記入してください。
- ④ 勤務先名称については、○○会社△△営業所など具体的に記入してください。事業所得の方は、勤務先名称欄に事業内容を具体的に記入してください。
- ⑤ 送付先住所は、現住所以外の場所に送付をご希望の方のみ記入してください。

(3) 入居しようとする者

- ① 入居しようとする方全員について、氏名・フリガナ・性別・続柄・生年月日・年齢・職業コード・収入（所得）を記入してください。なお、お申込み後のご家族の追加・変更は、一切認められません。
- ② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の氏名・フリガナ・続柄（「婚約者」と記入してください）・生年月日・年齢・職業コード・収入（所得）も必ず記入してください。
- ③ 職業コード欄には、申込書にある職業コード番号を記入し、空欄のないようにしてください。申込者及び入居しようとする方の当てはまる番号を選んで記入してください。

(4) 別居扶養（別居している扶養親族）

現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居しており、入居されない方があれば記入してください。

(5) 収入・所得

収入又は所得のある方は、「給与」「事業等」「年金」の該当するものに○印をつけ、「給与」「年金」には収入、「事業等」には所得の金額を記入してください。

（区分を間違って記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください）

(6) 年間総収入金額・年間総所得金額

- ① 給与及び年金の方は年間総収入金額（税込金額）を、事業等の方は年間総所得金額を記入してください。（間違って記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください）
 - ・非課税の方で生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」、その他収入のない方は金額「〇」と記入してください。
 - ・所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をつけ、差引き後の所得金額を記入してください。
- ② 令和5年1月1日以降に就職（転職）した方は、8ページ(1)①イの計算方法により年間総収入金額を、また令和5年1月1日以降に開業（転業）した方は、8ページ(1)②イの計算方法により総所得金額をそれぞれ推定して記入してください。転職・転業前の収入は関係ありません。
- ③ 申込本人以外の方（家族又は婚約者など）で収入がある場合は、本人と同じように上記の要領で記入してください。ただし、当該住宅の入居日までに退職される場合は、「退職予定」と記入してください。その場合、収入は合算されません。

(7) 手帳の種類（等級）

入居しようとする方が障害をお持ちの場合は、あてはまる等級に○印をつけてください。

(8)被災者資格の確認

申込資格について、1・2のいずれかに○印をつけ、「2 被災者」とされた場合は、右側の被災者資格の確認事項について全て記入してください。
○印の記入がない場合は、「1 一般」のお申込みとさせていただきます。

(9)落選回数の確認

過去の定時募集の落選回数（平成15年5月以降）について、1～7のいずれかに○印をつけてください。
○印の記入がない場合は「1. ○～4 回落選者」のお申込みとさせていただきます。
平成21年5月定時募集より、当選者又は補欠線上者が辞退もしくは棄権した場合は、過去の履歴（落選回数）がなくなり、○回からとなりますので、ご注意ください。
平成23年5月の定時募集から、特定目的住宅のみの申込み落選は、回数に含まれません。

(10)世帯の状況

世帯区分「1-（アヘシ）」「2-ス」のいずれかに○印をつけてください。
(年齢は令和6年2月8日現在の満年齢です)
○印の記入がない場合は、「2-ス」のお申込みとさせていただきます。

(11)困窮理由

1～10のうち該当する番号全てに○印をつけてください。

(12)結婚予定(婚約申込み)の方

困窮理由の「9」を選ばれた方は、入籍予定日を必ず記入してください。

(13)暴力団員の有無・生活保護受給の有無

- ①暴力団員の有無について、1・2のいずれかに○印をつけてください。
- ②生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに○印をつけてください。

● 記入がおわりましたら…

- ① 郵送受付は、令和6年2月8日(木)までの消印があり、2月13日(火)までに神戸ポート郵便局に必着のものが有効です。それ以後に到着したものについては、受付できませんのでご注意ください。なお、消印については、早めに投函されない場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。
- ② 申込書の右端の欄には、63円切手を貼ってください。切手を貼っていない場合は、『抽選結果のお知らせ（はがき）』を送付できませんのでご注意ください。
- ③ 申込専用封筒には、84円切手を貼り、申込者の郵便番号・住所・氏名と、裏面のチェック欄をはっきりと記入してください。（ポイント方式申込書も同封する場合は、94円切手を貼ってください。）
- ④ 申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や、同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

記入例

一般住宅・特定目的住宅 入居申込書(令和6年2月募集)

入居申込案内書の記載事項を了承のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、この申込書の記入内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

令和6年 2月8日

■ 一般住宅に申込希望の方

一般住宅 申込番号
337
※300~400番台

(注) ポイント方式(申込番号P1~P100)は
この用紙では受付できません

■ 特定目的住宅に申込希望の方

特定目的住宅 申込番号
844
※800番台

一般住宅・特定目的住宅双方の申込資格がある方は、この用紙で両方申込みできます。※住宅の申込番号は、申込資格等をよく確認のうえご記入ください。

フリガナ	コウ	ベ	タ	ロウ						
氏名	神	戸	太	郎						
現住宅種別	1. 民間借家 5. 持家(親族の持家を含む)	2. 公社・UR(旧公団)住宅 9. その他()	3. 市営住宅	4. 県営住宅	・多世代の近居申込みですか(はい いいえ)					
申込者(1)	郵便番号	6 5 3 — 0 0 4 2	電話番号	0 1 8 — 6 4 7 — 9 8 0 4						
	現住所	0 1 0 — 1 2 3 4 — 5 6 7 8				(様方)				
	神戸市長田区二葉町5丁目1-32〇〇住宅〇〇号室									
	いざれかに必ず○印をつけてください	神戸市内に勤めていますか	1 はい	2 いいえ						
	住宅建設(株)				勤務先所在地	神戸市中央区				
	書類等 送付先 住 所	郵便番号	※ 現住所以外の場所へ送付希望の場合は、ご記入ください。				(様方)			

※令和6年2月8日現在の家族構成でお申し込みください。(現住所に住民登録があり、かつ同居していること。)

(離婚予定の方は鍵渡しまでに離婚が成立していること。結婚予定の方は申込可)

	フリガナ 氏名	性別	続柄コード	生年月日	年齢	職業コード	収入・所得		控除	手帳等の種類(等級)				指定難病該当	
							所得種類	年間総収入金額(事業の場合は総所得金額)(円)		寡婦	ひとり親	身体障害者手帳	療育手帳(知的障害)		精神障害者保健福祉手帳(精神障害)
①	コウベ タロウ	男 ・ 女	本人	0 1	T S H R 59・1・22	40 1	給与 事業等 年金	2,800,000	有 ・ 無	有 ・ 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 ・ 2	有 ・ 無
	神戸 太郎														
②	コウベ ハナコ	男 ・ 女	妻		T S H R 61・1・5	37 6	給与 事業等 年金	750,000	有 ・ 無	有 ・ 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 ・ 2	有 ・ 無
	神戸 花子														
③	コウベ イチロウ	男 ・ 女	子		T S H R 25・3・11	10 7	給与 事業等 年金	無職	有 ・ 無	有 ・ 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 ・ 2	有 ・ 無
	神戸 一郎														
④	コウベ ジロウ	男 ・ 女	子		T S H R 27・9・20	8 9	給与 事業等 年金	無職	有 ・ 無	有 ・ 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 ・ 2	有 ・ 無
	神戸 次郎														
⑤		男 ・ 女			T S H R ・				有 ・ 無	有 ・ 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 ・ 2	有 ・ 無
⑥		男 ・ 女			T S H R ・				有 ・ 無	有 ・ 無	1・2・3 4・5・6	A・B1・B2	1・2・3	1 ・ 2	有 ・ 無
別居扶養(3)	男 ・ 女			T S H R ・											

※世帯人数が7人以上で記入欄が足りない方は、

同じ内容を記入した別紙を添付してください。

この欄には記入しないでください

職業コード (下記の番号を記入してください)								
1. 会社員	4. 団体職員	7. 学生・生徒・児童						
2. 会社役員	5. 自営業	8. 無職						
3. 公務員	6. パート・アルバイト	9. その他						

※ この入居申込書に記入された事項は、神戸市個人情報保護条例に基づいて、
この市営住宅の申込みの目的以外には、使用いたしません。

平成21年度から新優遇制度の導入により抽選番号を付与して抽選するため、特に下記
1. 2. 3について記入内容に誤りがあれば「失格」になりますのでご注意ください。

1. 被災者資格について、次の(1, 2)のいずれかに必ず○をつけてください。
(○印の記入がない場合は、「1 一般」とさせていただきます。)

申込資格		資格確認には、A・B両方の証明が必要です。(※Aのみの場合は、「1 一般」となります。)	
1 一 般		A. 災害証明の内容	B. 家屋解体を証明するもの(A欄に○を付けた方は必ず記入してください。)
<input checked="" type="radio"/> 2 被災者		1. 全壊(焼) 2. 半壊(焼)	1. 家屋解体証明書 2. 閉鎖事項証明書(閉鎖登記簿謄本)
被災時の住所		神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	
被災時の住居種別		1. 持家 4. 民間借家	2. 公営住宅(市営・県営) 3. 公社・UR(旧公団)住宅 9. その他()

2. 落選回数について、1~7の該当する番号に必ず○をつけてください。(平成15年5月以降の定時募集が対象です。)
(○印の記入がない場合は、「1. 0~4回」落選とさせていただきます。)

<input checked="" type="radio"/> 1. 0~4回	2. 5~9回	3. 10~14回	4. 15~19回	5. 20~24回	6. 25~29回	7. 30回以上
--	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

(注) ・平成15年5月以降の定時募集のみ対象です。(ポイント方式・追加募集・再募集・平成23年5月以降の特定目的住宅を除く)
・2~7に○をされた方で、当選後の書類審査で該当する落選者でないことが判明した場合は失格となりますのでご注意ください。
・平成21年5月募集以降の当選者及び補欠線上者で辞退又は棄権された方は、落選回数の履歴が一旦「0回」になります。

3. 世帯の状況について、1または2の該当する番号に○を付け、ア~スのいずれかに必ず○をつけてください。
(○印の記入がない場合は、「ス 上記に当てはまらない世帯」とさせていただきます。)

世 帯 区 分 <input checked="" type="radio"/> 1	ア 65歳以上の方のみの世帯(単身者含む)
	イ いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)
	ウ 65歳以上の方(いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む)と18歳未満の児童のみの世帯
	<input checked="" type="radio"/> エ 中度以上の障害者等がいる世帯(難病患者を含む)
	オ 母子・父子世帯(配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯)
	カ 夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯
	キ 18歳未満の子が3人以上いる世帯
	ク ハンセン病療養所入所者等
	<input checked="" type="radio"/> ケ 中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子(平成20年4月2日以降に生まれた方)がいる世帯
	コ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯 ※1
サ 中国残留邦人等世帯 ※国が発行する本人の帰国証明書が必要	
シ 警察の証明書等で確認できる犯罪被害者世帯	
2	ス 上記に当てはまらない世帯

※1 「裁判所の保護命令」、「保護施設あるいは母子支援施設に入所中又は退所」(5年以内のもの)、婦人相談所等による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書又は行政機関等において配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の証明書が必要

4. 困窮理由について、1~10のうち該当する番号全てに○をつけてください。

下記の住宅困窮理由に該当しない方は申込みできません。(騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません。)

1	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2	災害の危機があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
<input checked="" type="radio"/> 3	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4	住宅がないため、親族と別居している
5	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6	正当な退去要求をうけているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8	収入と比較して家賃が高すぎる
9	婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている(入籍予定日 月 日)
10	その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている 理由:

5. 次の事項に必ず○をつけてください。

申込本人又は同居しようとする 者に暴力団員はない	<input checked="" type="radio"/> 1 いない	2 いる
生活保護受給の有無	1 あり	<input checked="" type="radio"/> 2 なし

裏面のアンケートに
ご協力ください



* 当選者には、資格審査に必要な書類を提出していただきます。

抽選方法について（一般住宅、特定目的住宅）

当選番号決定方法

定時募集の抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で行います。

- 0から9までの10個の抽選玉を用意し、最初に抽出した番号を第1順位とし、以下抽出した番号順に抽選結果表に記録していきます。
- これを桁ごとに繰り返します。
- 当選番号は、抽選結果表に記録された数字の組み合わせによって決定します。

【例】全住宅の中で最も多い抽選番号数値が200の場合

Step1 抽選玉を用意し、桁ごとに数字を抽出します。（抽選結果表）

百の位は0から2、十・一の位は0から9までの抽選玉を抽出します。

	百の位	十の位	一の位
①番目の数	1	6	1
②番目の数	2	5	2
③番目の数	0	7	4
④番目の数		2	6
⑤番目の数		9	8
⑥番目の数		0	3
⑦番目の数		1	0
⑧番目の数		3	5
⑨番目の数		8	7
⑩番目の数		4	9

Step2 Step 1 の抽選結果表を使って当選番号の順位が決まります。（優先順位の決定）

順位1 「161」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

順位2 「061」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

順位3 「151」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

順位4 「051」

百の位	十の位	一の位
1	6	1
2	5	2
0	7	4
2	6	
9	8	
0	3	
1	0	
3	5	
8	7	
4	9	

抽選番号数値200を超えて
いるため該当なし

…以下 省略…

Step3 Step2の法則に従って各住宅の当選番号と補欠番号が決まります。

当選番号は、各住宅の申込者数により異なります。

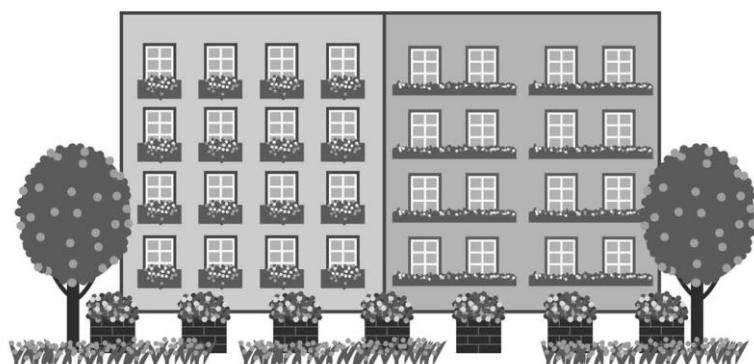
抽選番号数値 200 の場合、当選番号及び補欠番号は下記のとおり

	当選番号	補欠番号
最大抽選番号 200の住宅	161	61
最大抽選番号 180の住宅	161	61
最大抽選番号 160の住宅	61	151
最大抽選番号 150の住宅	61	51
最大抽選番号 90の住宅	61	51
最大抽選番号 60の住宅	51	21
最大抽選番号 50の住宅	21	1
最大抽選番号 30の住宅	21	1
最大抽選番号 10の住宅	1	2

●抽選会見学のご案内

抽選会見学希望者 10 名を募ります。今回の一般住宅・特定目的住宅の申込者で抽選会の見学を希望される方は、官製はがきに「①住所②氏名③電話番号④申込番号⑤抽選会見学希望」とご記入のうえ、(一財) 神戸住環境整備公社 市営住宅募集係（宛先は裏表紙に記載）までにお申込みください。

抽選会見学の申込み受付は、令和6年2月8日（木）までの消印有効、13日（火）必着。
抽選会見学希望者の申込みが多数の場合は、抽選を行い、選ばれた方だけに通知します。



抽選倍率優遇制度について（一般住宅）

優遇制度とは、一般住宅申込者でかつ、「多回数落選者」、「被災者資格対象者」、「優先枠対象者」に対し、通常1個付与される抽選番号を、落選回数に応じて複数個連番で付与することで、抽選倍率を優遇し、当選確率を上げるものです。

なお、優先的にご入居できるというものではありません。また、「特定目的住宅」及び「ポイント方式」には優先倍率はありません。

ただし、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯が、身体障害者世帯向住宅をお申込みされる場合、落選回数に限らず抽選番号が2個付与されます。

倍率優遇表

申込対象者	4回以下落選者	5回以上落選者	10回以上落選者	15回以上落選者	20回以上落選者	25回以上落選者	30回以上落選者
一般申込者	1個(1倍)	3個(3倍)	4個(4倍)	5個(5倍)	6個(6倍)	7個(7倍)	8個(8倍)
被災者資格対象者又は優先枠対象者	2個(2倍)	5個(5倍)	6個(6倍)	7個(7倍)	8個(8倍)	9個(9倍)	10個(10倍)

1 多回数落選者とは

- (1) 平成15年5月定時募集以降の一般住宅及び平成22年10月定時募集以前の特定目的住宅の落選回数を数えます。（一般住宅及び特定目的住宅の両方に落選した場合、落選回数は「1回」と數えます。）
- (2) ポイント方式、追加募集、再募集、平成23年5月定時募集以降の特定目的住宅は落選回数に含みません。
- (3) 平成21年5月定時募集以降、当選又は補欠線上を辞退もしくは棄権した場合、落選回数の履歴はなくなり、一旦「0回」になります。
- (4) 落選回数は「落選はがき」で確認しますので、大切に保管してください。
- (5) 令和5年11月定時募集の一般住宅で補欠となり、令和6年2月8日現在で補欠線上のない方は、落選とみなし、落選回数に加えます。ただし、抽選会までに補欠線上となった場合、今回の定時募集の申込資格はなくなります。なお、補欠線上の期限は令和6年2月29日です。

注意！以下の場合は落選回数の履歴がなくなります

今回、当選又は補欠線上となり辞退された方は、落選回数の履歴がなくなります。
次回の定時募集は、新たに「0回」から始まることになります。ご注意ください。

2 被災者資格対象者とは

震災時に居住していた住居が「解体済」又は「解体予定」である事を証明又は確認できる

阪神・淡路大震災による「全壊(焼)」「半壊(焼)」のり災証明書を所有している

- 【注意】(1)「全壊(焼)」又は「半壊(焼)」のり災証明書をお持ちの方でも、居住していた住宅の解体が証明又は確認できない方及び、お持ちのり災証明書が「一部損壊」の方等は、「被災者資格対象者」としてはお申込みできません。
- (2)「被災者資格対象者」と「優先枠対象者」の重複での優先倍率はありません。

3 優先枠対象者とは

優先枠対象者とは次の項目にあてはまる世帯です。(年齢は令和6年2月8日現在)

- ① 65歳以上の方のみの世帯(単身世帯を含む)
- ② いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)
- ③ 65歳以上の方(いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む)と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 中度以上の障害者等がいる世帯(難病患者を含む)
- ⑤ 母子・父子世帯(配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯)
- ⑥ 夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯
- ⑦ 18歳未満の子が3人以上いる世帯
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子(平成20年4月2日以後に生まれた方)がいる世帯
- ⑩ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯【※1】
- ⑪ 中国残留邦人等世帯(国が発行する本人の帰国証明書が必要)
- ⑫ 警察の証明等で確認できる犯罪被害者世帯【※2】

【※1】 DV被害者の世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方を言います。

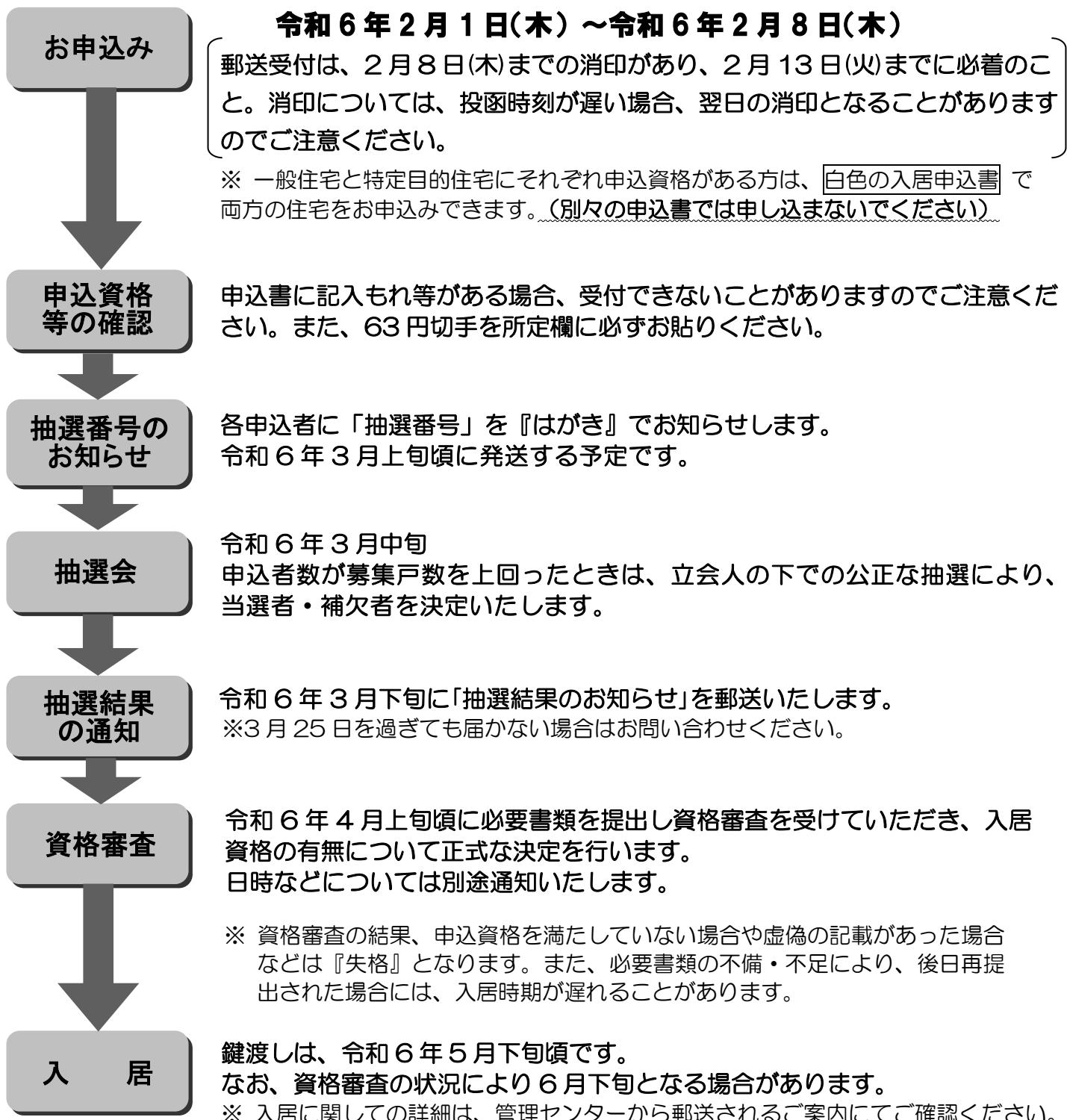
- ア. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- イ. 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該当命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ウ. 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。
(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

【※2】 犯罪被害者世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第3項に定める犯罪被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のア又はイのいずれかに該当することが客観的に証明される方で犯罪被害が発生してから1年以内の方の世帯であること。

- ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
 - (ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく破壊したために居住できなくなった方
 - (イ) 住宅を客体とする犯罪により居住できなくなった方
 - (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住できなくなった方

お申込みからご入居まで（一般住宅、特定目的住宅）



募集住宅一覧

一般住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは19ページをご覧ください。

エレベータ　……　○ 有り　× 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂　……　全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率　……　一般住宅で前年度に募集があつた住宅の倍率です。（（0）倍は申込みのなかつた住宅です。）
倍率欄で（未）倍と表示されているのは、前年度に募集のなかつた住宅です。

洗濯機置場　……　昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和6年6月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



神戸市営住宅一覧	検索
----------	----

東灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 数			
一般 301	塚の前 (昭和47年度)	東灘区住吉宮町1丁目2番18	5階建 1号棟 2階建 208号室	○	39m ² 2DK	22,000	(未) 倍	改良住宅
一般 302	魚崎南 (昭和46年度) 	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建 1号棟 1111号室	○	40m ² 2DK	23,000	(45) 倍	
1 人 以 上 303	深江南 (昭和50年度) 	東灘区深江南町1丁目17番	14階建 1号棟 415号室	○	45m ² 2LDK	24,800	(未) 倍	募集再開住宅
一般 304	深江南 (昭和50年度) 	東灘区深江南町1丁目17番	14階建 1号棟 1008号室	○	48m ² 2LDK	26,100	(未) 倍	
一般 305	魚崎西 (昭和52年度)	東灘区魚崎西町4丁目5番1	5階建 2号棟 501号室	○	50m ² 3DK	28,300	(未) 倍	
一般 306	新求女 (平成31年度)	東灘区住吉宮町1丁目12番2	7階建 1号棟 2階 203号室	○	43m ² 2K	42,100	(未) 倍	改良住宅
		阪神「住吉」駅 徒歩7分		○	洋8.6 K4.1	27,200	(未) 倍	
						40,500		

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
 募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準に基づいては、3ページ参照)

灘区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 間取り 数	間 取り 数			
1 人以上	一般 307	弓の木 (平成13年度)	灘区高徳町1丁目10番 阪急「御影」駅 徒歩12分	5階建 2号棟 1階 104号室	50m ² 2DK 和6洋5.6 DK7.4	33,600 ~ 50,100	(18) 倍	
2 人以上	一般 308	八幡 (昭和43年度)	灘区八幡町2丁目4番19 阪急「六甲」駅 徒歩4分	5階建 2号棟 3階 301号室	35m ² 2K 和6.6 K4.4	20,500 ~ 30,500	(28) 倍	
4 人以上	一般 309	泉第二 (昭和62年度)	灘区泉通2丁目5番1 阪神「大石」駅 徒歩9分	5階建 1号棟 3階 307号室	52m ² 2DK 和6.6 DK8.1	30,000 ~ 44,700	(未) 倍	
		神前 (平成9年度)	灘区神前町4丁目5番3 阪急「六甲」駅 徒歩11分	4階建 3号棟 4階 402号室	66m ² 3LDK 和6.4.5洋5 LDK10.5	43,800 ~ 65,200	(未) 倍	改良住宅

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

		住 宅 名		所 在 地		階 棟 号 数 階 号 室		面積(㎡) 間 取り 置 数		月額家賃 (円)		備 考 暫	
申込区分	申込番号	(建設年度) 注意マーク		交 通		エレベータ						過去 倍率	
一般	311	新生田川 (昭和49年度)	中央区北本町通6丁目4番	14階建 14号棟	○	44㎡ 2DK		24,500		(24)		改良住宅	
一般	312	新生田川 (昭和49年度)	中央区北本町通6丁目4番	12階建 1204号室	○	和6.6 DK6.3		~ 36,500		~ 倍		改良住宅	
一般	313	新生田川 (昭和52年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 1208号室	○	31㎡ 1DK		17,400		~ (14)		改良住宅	
1 人 以 上	314	北本町 (昭和51年度)	中央区南本町通6丁目3番	14階建 17号棟	○	和6 DK7.8		26,000		~ 倍		改良住宅	
一般	315	北本町 (昭和52年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩3分	14階建 1号棟	○	K3.9 U3.9		32㎡ 1UK		17,900		(未)	
一般	316	楠 (昭和47年度)	中央区北本町通3丁目2番	6階 602号室	○	50㎡ 3DK		~ 26,600		~ 倍		募集再開住宅	
一般	317	楠 (昭和50年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩3分	14階建 2号棟	○	47㎡ 2DK		41,400		~ 26,500		改良住宅	
一般	318	楠 (昭和50年度)	中央区楠町8丁目10番	2階 204号室	○	和6.6 DK7.6		39,500		~ 30,500		募集再開住宅	
			地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	12階建 2号棟	○	38㎡ 2DK		20,500		~ 24,900		改良住宅	
				5階 503号室	○	和6.6 DK5.5		30,500		~ 37,100		改良住宅	
				11階建 3号棟	○	44㎡ 2DK		24,900		~ 37,100		改良住宅	
				9階 903号室	○	和6.6 DK5.9		24,900		~ 37,100		改良住宅	
				14階建 4号棟	○	44㎡ 2DK		24,900		~ 37,100		改良住宅	
				3階 307号室	○	和6.6 DK5.9							

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

中央区

申込区分		申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 樓 号 数 階 数 室	面積(m ²) 間 取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
1 人 以 上	一般 319	下山手 (平成31年度)	中央区下山手通9丁目10番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分	10階建 6号棟 102号室	○	49m ² 2DK 和6洋5 DK8.1	31,500 ~ 46,900	(96) 倍	改良住宅
	一般 320	下山手 (平成31年度)	中央区下山手通9丁目10番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分	10階建 6号棟 403号室	○	49m ² 2DK 和6洋5 DK8.1	31,500 ~ 46,900	(96) 倍	改良住宅
	一般 321	HATT神戸 ・脇の浜 (平成8年度) ②	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階建 7号棟 310号室	○	39m ² 1DK 和6 DK8.2	25,400 ~ 37,800	(26) 倍	改良住宅
	一般 322	新生田川 (平成7年度)	中央区北本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 22号棟 313号室	○	51m ² 2DK 和6,6 DK8.2	31,300 ~ 46,600	(24) 倍	改良住宅
	一般 323	新生田川 (平成31年度)	中央区南本町通5丁目1番24号 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	7階建 24号棟 305号室	○	51m ² 2DK 和6,8洋5.7 DK6.9	32,400 ~ 48,200	(24) 倍	改良住宅
	一般 324	新生田川 (平成31年度)	中央区南本町通5丁目1番24号 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	7階建 24号棟 405号室	○	51m ² 2DK 和6,8洋5.7 DK6.9	32,400 ~ 48,200	(24) 倍	改良住宅
2 人 以 上	一般 325	港島 (昭和54年度) ②	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	4階建 72号棟 409号室	○	55m ² 3SDK 和6,6洋3 S2 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(6) 倍	改良住宅
	一般 326	港島 (昭和54年度) ②	中央区港島中町2丁目4番地の1 ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	8階建 73号棟 309号室	○	55m ² 3SDK 和6,6洋3 S2 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(6) 倍	改良住宅

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準については、3ページ参照）
④ テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます
改良住宅と異なりますのでご注意ください。（収入基準については、3ページ参照）

中央区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 交 通	在 地		階 建 構 数 号 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				エレベータ						
2人以上	一般327	港島(昭和54年度) □	中央区港島中町2丁目4番地の1 ホートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	8階建 73号棟 511号室	○	55m ² 3SDK	31,100 ~ 46,400	(6) 倍	募集再開住宅	
	一般328	港島(昭和54年度) □	中央区港島中町2丁目4番地の1 ホートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	5階 73号棟 511号室	○	55m ² 3SDK	31,100 ~ 46,400	(6) 倍		
3人以上	一般329	楠(昭和57年度) □	中央区楠町1丁目13番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	7階 704号室 12階建 5号棟	○	55m ² 3DK	30,400 ~ 45,200	(未) 倍	改良住宅	
	一般330	新中山手(平成20年度) □	中央区中山手通8丁目1番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	3階 308号室 10階建 2号棟	○	52m ² 3DK	30,400 ~ 45,200	(未) 倍	改良住宅	
3人以上	一般331	新生田川(平成13年度) □	中央区南本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	8階 804号室 13階建 23号棟	○	53m ² 2DK 和6洋5.7 DK7.5	33,800 ~ 50,400	(26) 倍	改良住宅	

□ テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます。
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準に異なります。(収入基準については、3ページ参照)

兵庫区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 階 数 室			
一般 332	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建 1号棟	4.2m ² 2DK	○	20,400	(11) 倍	
一般 333	本御崎 (昭和47年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	5階建 506号室	和6.6 DK6.9	○	~ 30,500		
1 人 以 上	夢野台 (昭和48年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番15	10階建 2号棟	4.5m ² 3DK	○	22,100	(12) 倍	
		地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	7階建 715号室	和6.4洋3 DK6	○	~ 33,000		
			10階建 3号棟	4.7m ² 3DK	○	22,200	(未) 倍	募集再開住宅
一般 334	駅南 (昭和51年度)	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	4階 406号室	和6.4,3 DK6.5	○	~ 33,100		
一般 335	駅南 (昭和51年度)	兵庫区駅南通4丁目1番2	11階建 1号棟	4.4m ² 2DK	○	23,500	(未) 倍	改良住宅
一般 336	駅南 (昭和51年度)	JR「兵庫」駅 徒歩9分	11階建 1105号室	和6.6 DK5.9	○	~ 35,100		
一般 337	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅南通4丁目1番2	11階建 1号棟	4.4m ² 2DK	○	23,500	(未) 倍	改良住宅
2 人 以 上	兵庫駅西 (昭和57年度)	JR「兵庫」駅 徒歩8分	10階建 2号棟	35m ² 2DK	○	~ 35,100		
3 人 以 上	夢野 (昭和51年度)	兵庫区駅前通4丁目3番	9階 903号室	和6.4,5 DK4.7	○	19,200	(未) 倍	改良住宅
			8階建 1号棟	56m ² 3SDK	○	~ 28,700		
			3階 305号室	和6.6洋5 S2.4 DK8	○	30,800	(12) 倍	
			5階建 7号棟	62m ² 3DK	○	~ 45,900		
			2階 201号室	和6.6,4.5 DK8.7	○	31,900	(64) 倍	
						~ 47,600		

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				階 棟 号 数	間 取り 置 数			
一般 340	番町	長田区四番町4丁目	14階建 20号棟	○	44m ² 2DK	21,200	(29) 倍	改良住宅
一般 341	番町	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分 (昭和50年度)	11階建 1101号室	○	和6.6 DK5.9	~ 31,600		
一般 342	房王寺	長田区四番町4丁目1番 (昭和48年度)	14階建 20号棟	○	44m ² 2DK	21,200	(29) 倍	改良住宅
1 人 以 上	房王寺	長田区房王寺町4丁目1番 (昭和48年度)	14階建 2号棟	○	和6.6 DK5.9	~ 31,600		募集再開住宅
一般 343	房王寺	長田区房王寺町5丁目1番 (昭和48年度)	11階建 5号棟	○	45m ² 3DK	23,000	(未) 倍	
一般 344	丸山東	長田区房王寺町5丁目1番 (昭和48年度)	14階建 4号棟	×	和6.4,3 DK6.1	~ 34,300		
一般 345	大日丘第二	長田区大日丘町2丁目2番2 (昭和53年度)	14階建 404号室	×	43m ² 2DK	21,200	(2) 倍	
一般 346	一番町	神戸電鉄「鷺越」駅 徒歩10分 (昭和53年度)	14階建 8号棟	○	44m ² 2DK	~ 31,600		
一般 347	長田区一番町3丁目1番地	4階建 406号室	○	和6.6 DK6.8	44m ² 2DK	22,200	(未) 倍	募集再開住宅
	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	4階建 407号室	○	和6.4洋3.5 DK7	41m ² 2DK	~ 33,000		
				和6.6 DK6.8	50m ² 3DK	20,800	(1) 倍	募集再開住宅
				和6.4洋3.5 DK7	50m ² 3DK	24,400	(未) 倍	募集再開住宅
				和6.6洋4 DK6.7	50m ² 3DK	24,500	(未) 倍	改良住宅
					~ 36,500			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

長田区

申込区分	申込番号	住 宅 名		所 在 地		階 横 号 棟 階 数 室	面積(m ²) 間 取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 暫
		(建設年度) 注意マーク	交 通	エレベータ						
1 人以上	一般 348 (平成8年度)	川西	長田区川西通3丁目55番地	4階建 1号棟	○	39m ² 1DK	22,800 ~ 33,900	(23)倍		
	一般 349 (平成8年度)	真陽第三	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	3階建 303号室	○	和6 DK8.4				
	一般 350 (平成5年度)	真陽	長田区西尻池町4丁目2番8	7階建 1号棟	○	39m ² 1DK	22,100 ~ 33,000	(10)倍		
	一般 351 (昭和56年度)	番町	地下鉄「駒ヶ林」駅 徒歩8分	5階建 505号室	○	和6 DK4.7				
	一般 352 (昭和56年度)	番町	長田区駒栄町2丁目1番24	5階建 1号棟	○	38m ² 1DK	21,300 ~ 31,700	(未)倍		
	一般 353 (昭和57年度)	番町	長田区三番町4丁目4番地	4階 403号室	○	和6 DK7.6				
	一般 354 (昭和59年度)	番町	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	10階建 23号棟	○	52m ² 3DK	25,700 ~ 38,200	(54)倍	改良住宅	
	一般 355 (昭和59年度)	番町	長田区三番町4丁目4番地	8階 802号室	○	和6,6洋4 DK7				
	一般 356 (昭和59年度)	番町	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	10階建 23号棟	○	52m ² 3DK	25,700 ~ 38,200	(54)倍	改良住宅	
	一般 357 (昭和59年度)	番町	長田区四番町3丁目	10階建 1003号室	○	和6,6洋4 DK7				
	一般 358 (昭和59年度)	番町	神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	10階建 24号棟	○	56m ² 3SDK	27,700 ~ 41,300	(5)倍	改良住宅	
	一般 359 (昭和59年度)	番町	長田区四番町4丁目公有地	7階 709号室	○	和6,6洋3.5 DK7.3 S2.4				
	一般 360 (昭和59年度)	番町	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	10階建 25号棟	○	56m ² 3UDK	28,000 ~ 41,700	(未)倍	改良住宅	
	一般 361 (昭和59年度)	番町	長田区四番町4丁目公有地	2階 212号室	○	和6,6洋3.5 DK7.3 U2.4				
	一般 362 (昭和59年度)	番町	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	10階建 25号棟	○	56m ² 3UDK	28,000 ~ 41,700	(未)倍	改良住宅	
	一般 363 (昭和59年度)	番町	長田区四番町4丁目公有地	3階 306号室	○	和6,6洋3.5 DK7.3 U2.4				

下階部分に店舗が入っている為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改築法に基づき建設された住宅で、収入基準にについては、3ページ参照)

長田区

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
				階 横 号	階 数 階 号 室 間取り 置 数			
一般 356	番町 (昭和59年度)	長田区四番町4丁目公有地	10階建 25号棟 406号室	○	56m ² 3UDK 和6,6洋3.5 DK7.3 U2.4	28,000 ~ 41,700	(未) 倍	改良住宅
一般 357	番町 (昭和59年度)	長田区四番町4丁目公有地	10階建 25号棟 907号室	○	56m ² 3UDK 和6,6洋3.5 DK7.3 U2.4	28,000 ~ 41,700	(未) 倍	改良住宅
2 人 以 上	番町 (昭和62年度)	長田区三番町4丁目	11階建 26号棟	○	56m ² 3SDK 和6,6洋3 DK6.8 S2.4	28,700 ~ 42,700	(5) 倍	改良住宅
	番町 (昭和62年度)	長田区三番町4丁目	2階 205号室	○	56m ² 3SDK 和6,6洋3 DK6.8 S2.4	28,700 ~ 42,700	(5) 倍	募集再開住宅 改良住宅
一般 359	番町 (昭和62年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	11階建 26号棟 704号室	○	56m ² 3SDK 和6,6洋3 DK6.8 S2.4	28,700 ~ 42,700	(5) 倍	募集再開住宅 改良住宅
	番町 (昭和62年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	11階建 26号棟 905号室	○	56m ² 3SDK 和6,6洋3 DK6.8 S2.4	28,700 ~ 42,700	(5) 倍	募集再開住宅 改良住宅
一般 360	長田中 (平成19年度)	長田区五番町4丁目1番地	7階建 1号棟 1号棟	○	59m ² 3DK 和6,4.5洋5 DK8.1	32,000 ~ 47,600	(未) 倍	改良住宅
	一般 361	地下鉄「長田」駅 徒歩3分	2階 203号室 5階建 1号棟	○	62m ² 3LDK 和6,6洋4 LDK13	30,600 ~ 45,500	(未) 倍	改良住宅
3 人 以 上	大日丘第二 (昭和53年度)	長田区大日丘町2丁目2番2	108号室	○	63m ² 3LDK 和6,6洋3.5 LDK13.9	30,300 ~ 45,100	(未) 倍	
	一番町 (昭和52年度)	長田区一番町5丁目1番地の1	8階建 7号棟 3階 312号室	○	63m ² 3LDK 和6,6洋3.5 LDK13.9	30,300 ~ 45,100	(未) 倍	

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

須磨区

申込区分		申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 交 通	在 地	面積(m ²) 間取り 置 数	階 建 構 造 数 号 室	エレベータ	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	一般 364	南須磨 (昭和50年度)	須磨区青葉町2丁目2番 JR「鷹取」駅 徒歩5分	1号棟 4階建 406号室	○	48m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK6.7	5階建 1号棟		24,100 ~ 35,800	(21) 倍	
1 人 以 上	一般 365	若草 (平成8年度) ②	須磨区車字道谷山2番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約26分「若草町」徒歩6分	1号棟 12階建 1016号室	○	50m ² 2DK 和6洋5 DK7.6	1号棟 12階建		26,600 ~ 39,600	(4) 倍	
1 人 以 上	一般 366	須磨小寺 (平成24年度) ②	須磨区小寺町3丁目1番 JR「鷹取」駅 徒歩10分	1号棟 1104号室	○	38m ² 1DK 和6 DK7.2	1号棟 1104号室		21,700 ~ 32,400	(22) 倍	
2 人 以 上	一般 367	松風 (昭和57年度) ②	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海滨公園」駅 徒歩6分	1号棟 1104号室	○	64m ² 3DK 和6,6洋4 DK8.5	スキップ 停止階		35,800 ~ 53,300	(4) 倍	

① 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
② 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

垂水区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室	間 取り 置 数			
一般 368	東多聞 (昭和53年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩2分	12階建 36号棟 812号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.2	22,500 ~ 33,500	(10) 倍	
一般 369	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩4分	12階建 37号棟 206号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.2	22,400 ~ 33,300	(10) 倍	
一般 370	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	12階建 38号棟 507号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(10) 倍	
1 人 以 上	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	12階建 38号棟 602号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(10) 倍	
一般 371	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	12階建 38号棟 604号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(10) 倍	
一般 372	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	12階建 38号棟 608号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(10) 倍	
一般 373	東高丸 (昭和53年度)	垂水区東垂水1丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	5階建 1号棟 307号室	○	51m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK7.5	24,800 ~ 36,900	(8) 倍	
一般 374	東高丸 (昭和53年度)	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩12分	5階建 2号棟 203号室	○	51m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK7.5	24,800 ~ 37,000	(8) 倍	

垂水区		住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²) 間取り 部屋数	階 棟 号 階 数 室	エレベータ 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
申込 区分	申込番 号			置 数					
1 人 以 上	一般 376	ベルデ名谷 (平成8年度) ①	垂水区名谷町字高曾2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	15階建 3号棟 203号室	○	51m ² 2DK 和6洋5 DK6.9	25,900 ~ 38,600	(8) 倍	
	一般 377	ベルデ名谷 (平成8年度) ①	垂水区名谷町字高曾2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	15階建 3号棟 322号室	○	51m ² 2DK 和6洋5 DK6.9	25,900 ~ 38,600	(8) 倍	
	一般 378	ベルデ名谷 (平成8年度) ①	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	15階建 5号棟 306号室	○	51m ² 2DK 和6洋5 DK6.9	25,900 ~ 38,600	(8) 倍	
2 人 以 上	一般 379	ベルデ名谷 (平成8年度) ①	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	15階建 5号棟 306号室	○	51m ² 2DK 和6洋5 DK6.9	25,900 ~ 38,600	(8) 倍	
	一般 380	王居殿第二 (昭和61年度) ②	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 1号棟 205号室	×	58m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK6.6	29,100 ~ 43,400	(3) 倍	
	一般 381	王居殿第二 (昭和61年度) ②	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 1号棟 408号室	×	58m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK6.6	28,100 ~ 41,800	(3) 倍	
一般 人 以 上	一般 382	狩口 (昭和61年度) ③	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 4号棟 402号室	×	59m ² 3DK 和6,6洋5 DK6.1	30,600 ~ 45,500	(0) 倍	
	一般 383	狩口 (昭和61年度) ③	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 4号棟 503号室	×	60m ² 3DK 和6,6洋5 DK6.3	30,800 ~ 45,900	(0) 倍	

同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります



団地内には坂道が多くなっております



垂水区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地		階 棟 号 数 階 号 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
			交 通	エレベータ					
一般 384	北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞 子小学校前」徒歩5分	15号棟 5階建 503号室	×	60m ² 3DK	30,800 ~ 45,800	(0) 倍		
一般 385	狩口第二 (昭和63年度)	垂水区狩口台6丁目7番 JR「朝霧」駅 徒歩8分	5号棟 5階建 502号室	×	59m ² 3DK	30,500 ~ 45,400	(未) 倍		
2 人 以 上	舞子山手 (平成7年度) 	垂水区本多聞7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多 聞介護センター前」徒歩2分	1号棟 14階建 415号室	○	58m ² 3DK	29,800 ~ 44,300	(6) 倍		
	舞子山手 (平成7年度) 	垂水区本多聞7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多 聞介護センター前」徒歩2分	1号棟 14階建 506号室	○	45.6洋4 DK8	30,300 ~ 45,200	(6) 倍		
一般 387	ベルデ名谷 (平成8年度) 	垂水区名谷町字高曾2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	4号棟 18階建 709号室	○	60m ² 3DK	30,900 ~ 46,000	(1) 倍	募集再開住宅	
一般 388	ベルデ名谷 (平成8年度) 	垂水区名谷町字梨原2349番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	5号棟 15階建 709号室	○	60m ² 3DK	30,900 ~ 46,000	(1) 倍		
一般 389	ベルデ名谷 (平成8年度) 	垂水区名谷町字高曾2292番地10 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	4号棟 18階建 709号室	○	46.4.5洋4.8 DK8.9	30,900 ~ 46,000	(1) 倍		

① 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 ② 団地内は坂道が多くなっております
 募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

北区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		階 横 間取り 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				エレベータ 数	間取 数				
1 人以上	一般 390 (平成7年度) ☺	鹿の子台南 北区鹿の子台南町1丁目1番	5階建 2号棟 205号室	○	51m ² DK8.5	24,900 ~ 37,100	(6) 倍		
		神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	2階建 3号棟 207号室	○	40m ² 2K K3.4	20,600 ~ 30,700	(11) 倍		
1 人以上	一般 391 (平成29年度)	新桜の宮 北区甲榮台4丁目8番1号	9階建 3号棟 426号室	○	40m ² 2K K3.4	20,600 ~ 30,700	(11) 倍		
		神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩5分	4階 426号室	○	和5.1洋6.9 K3.4	30,700			
1 人以上	一般 392 (平成29年度)	新桜の宮 北区甲榮台4丁目8番1号	14階建 201号棟 404号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋5.5	30,000 ~ 44,600	(0) 倍		
		神戸電鉄「北鈴蘭台」駅 徒歩16分	4階 201号棟 1202号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋6.1 DK9.8	30,100 ~ 44,900	(0) 倍		
2 人以上	一般 393 (平成4年度)	西大池第二 北区西大池2丁目9番	14階建 201号棟 1202号室	○	60m ² 2DK 和6.6洋5.8 DK9.6	29,100 ~ 43,400	(6) 倍		
		神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	4号棟 103号室	○	和6.6洋5.8 DK9.6	29,500 ~ 43,900	(8) 倍	募集再開住宅	
2 人以上	一般 394 (平成4年度)	鹿の子台南 北区鹿の子台南町1丁目1番	5階建 4号棟 103号室	○	61m ² 3DK 和6.6洋4.7 DK9.3	29,500 ~ 43,900	(8) 倍	募集再開住宅	
		神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	4号棟 202号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋5.9 DK9.6	31,400 ~ 46,700	(0) 倍	募集再開住宅	
2 人以上	一般 395 (平成7年度) ☺	鹿の子台南 北区鹿の子台南町1丁目1番	5階建 4号棟 202号室	○	61m ² 3DK 和6.6洋4.7 DK9.3	29,500 ~ 43,900	(8) 倍	募集再開住宅	
		神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」徒歩1分	7階建 211号棟 407号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋5.9 DK9.6	31,400 ~ 46,700	(0) 倍	募集再開住宅	
2 人以上	一般 396 (平成13年度)	西大池第四 北区西大池2丁目6番	7階建 211号棟 407号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋5.9 DK9.6	31,400 ~ 46,700	(0) 倍	募集再開住宅	
		神戸電鉄「大池」駅 徒歩14分	4号棟 407号室	○	64m ² 3DK 和6.6洋5.9 DK9.6	31,400 ~ 46,700	(0) 倍	募集再開住宅	

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

西区

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取 数			
1人以上	一般 398	西神井吹台 (平成8年度) □	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	14階建 6号棟 ○	49m ² 2DK	26,500	(49) 倍	
	一般 399	日輪寺 (平成4年度)	西区玉津町小山561番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約20分「玉津イ ター前」徒歩9分	12階建 1205号室 1号棟 ×	和6洋5.5 DK7.2 3DK	~ 39,500		
2人以上	一般 400	養田 (昭和62年度)	西区押部谷町養田字山腰632番地11 地下鉄「西神中央」駅 徒歩20分	3階建 1号棟 ×	64m ² 1号棟 3DK	30,200	(未) 倍	
	一般 401	玉津北 (平成元年度)	西区玉津町上池26番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約7分「玉津南公 民館前」徒歩3分	2階 202号室 3階建 1号棟 ×	和6,6洋4.5 DK7.1 3DK	~ 44,900		
	一般 402	玉津北 (平成8年度)	西区玉津町新方459番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約7分「玉津南公 民館前」徒歩3分	2階 203号室 3階建 3号棟 ×	58m ² 和6,6洋5 DK7.2 3DK	24,800 ~ 36,900	(0) 倍	
				3階建 305号室 3号棟 ×	64m ² 和6,6洋5 DK15.8	26,400 ~ 39,300	(未) 倍	

□ テレビがケーブルテレビとなりますが日々の負担金が生じます

特定目的住宅の申込資格

以下の条件は、全て「共通の申込資格」(2・3ページ)に加えて必要な資格・条件です。

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
1	シルバーハイツ ※高齢者の方が自立して 安全かつ快適な生活を 営めるよう、緊急通報シ ステムによる緊急時の 対応など、一定のサービ スが受けられる住宅。	<p>(単身向) 65歳以上の方で、一人で入居し、今後も 同居予定の親族がないこと。</p> <p>(世帯向) 65歳以上の方と、その3親等内の親族で、 次のいずれかに該当する方のみからなる世 帯。</p> <p>①配偶者(内縁、婚約者を含む)(年齢は問 いません)</p> <p>②中度以上の障害者等(難病患者を含む) (年齢は問いません)</p> <p>③65歳以上の方</p>	58
2	コレクティブハウジング ※日常生活において、自然 なかたちで人と人とが 触れ合うことができる 共同居住型住宅。独立し た住戸に、他の入居者と の団らんや共同での炊 事や一緒の食事ができ る共同のスペース(食 堂・厨房・談話室等)が 併設された住宅。	コレクティブハウジングの趣旨を理解し、 円滑な共同生活を営むことができるととも に、共同居住するための規則や共同生活の ルールを守れる方。	60



番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
3	<p>高齢者世帯向住宅</p> <p>※高齢者の世帯を対象として募集を行う住宅。</p> <p>トイレ・浴室に手すりを設置し、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドル化。</p> <p>緊急通報システムの設置はありません。</p>	<p>65歳以上の方と、その3親等内の親族からなる世帯。</p>	61
4	母子・父子世帯向住宅	<p>配偶者のいない方で、現在20歳未満の子を扶養している世帯。</p>	62
5	<p>障害者世帯向住宅</p> <p>※トイレ・浴室に手すりを設置して、台所・洗面所・洗濯機用の水道蛇口をレバーハンドルにした住宅。</p> <p>住宅内は段差があります。</p>	<p>次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方がいる世帯。 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がA又はB1判定の方がいる世帯。 ④その他(戦傷病者、難病患者) 	64

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
6	<p>車椅子常用者世帯向け住宅</p> <p>※車椅子常用者と健常者の方が同居されることを想定して建設された住宅。</p> <p>※車椅子常用者の方が単身で入居される場合には、押入れの中棚・天袋・洋室窓・台所吊戸棚など使用しにくい場合があります。一部の住宅は、台所に接する和室の床及び浴槽の周囲が、床より40cmほど高くなっています。</p> <p>※便所・風呂の手すりの形状や位置は、住宅によって多少異なる場合があります。</p> <p>神戸市のホームページで写真等を閲覧できるとともに、詳細は当選後事前に市営住宅募集係や各管理センターをご確認いただけます。</p> <p>※車椅子専用駐車場1区画が無料で使用できます。</p>	<p>車椅子を自力で常用していて、次のいずれかに該当する方がいる世帯。</p> <p>(単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方。</p> <p>②その他(戦傷病者)</p> <p>※入居後、車椅子常用者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。</p> <p>(引越しの費用は入居者の負担になります)</p> 	65

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
7	<p>身体障害者世帯向住宅</p> <p>※玄関扉・風呂・トイレ等 室内は一般住宅と同一仕様のため、車椅子を使用される方は、介護者が必要となる場合があります。</p> <p>※キックプレート（廊下・DK・洋室の床の高さ30cm程度の補強板）が設置されています。</p> <p>※車椅子専用駐車場は、完備されていません。</p>	<p>次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可)</p> <p>①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方がいる世帯。</p> <p>②その他(戦傷病者)</p> <p>※入居後、身体障害者1級から4級の方もしくは戦傷病者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。 (引越しの費用は、入居者の負担になります)</p> <p><抽選番号の付与について></p> <p>※身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級又は2級の方がいる世帯は、抽選番号を2個付与します。</p>	66
8	<p>若年・子育て世帯向住宅</p> <p>※入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加していただきたい住宅。</p>	<p>次のいずれかの世帯に該当し、入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できること。</p> <p>① 申込時に義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成20年4月2日以後に生まれた方)と同居していること。</p> <p>②夫婦(内縁、婚約者を含む)の合計年齢が70歳以下の世帯。</p> <p>※入居に際し、若年・子育て世帯向住宅の入居者である旨を自治会等に通知することに同意していただきます。</p>	67

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
9	<p>子育て世帯向期限付き入居住宅</p> <p>※子育て世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。</p> <p><u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u></p> <p>※入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申し込みができます。</p>	<p>申込時に義務教育就学年齢（中学生）以下の子（平成20年4月2日以後に生まれた方）と同居していること。</p> <p>なお、入居許可期間は、「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。</p> <p>（引越しの費用は入居者の負担になります）</p>	70
10	多子世帯向住宅	申込時に18歳未満の子（平成18年2月9日以後に生まれた方）が、3人以上同居していること。	71
11	<p>ペット飼育可能住宅</p> <p>※ペットを適切に飼育し、他人に迷惑をかけず、ペットと共に楽しい共同生活を営むことを目的とした住宅。</p> <p>（従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペットを精神的な支えとして生活されている方を対象に、ペット飼育可能な住宅を募集しています）</p>	<p>現在ペットを飼育し、入居時も飼育していること。</p> <p>（注1）ペットを飼っていない方の申込みはできません。</p> <p>（注2）入居前に、ペット飼育についての確認書類を提出していただきます。</p> <p>※飼育するペットの全身写真のほか、動物ごとに必要書類が異なります。</p> <p>（54ページ参照）</p>	72

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
12	<p>多世代近居住宅</p> <p>※親世帯と子世帯が同一住宅内にある高齢者世帯向住宅あるいは障害者世帯向住宅と若年子育て世帯向住宅の2戸を1組として入居できる住宅。</p> <p><u>※入居後、入居者又はその同居者の死亡、転出等の理由により親世帯あるいは子世帯がいなくなつた場合は、多世代近居住宅を各特定目的住宅（高齢者世帯向住宅、障害者世帯向住宅、若年子育て世帯向住宅）として使用していただきます。</u></p>	<p>親世帯とその子世帯とで構成されている2世帯のうち、どちらかの世帯が神戸市内に居住しているか在勤しており、次の条件をいずれも満たしていること。 (親世帯の条件)</p> <p>65歳以上の方と、3親等内の親族からなる世帯。又は65歳以上の方の単身世帯。 (子世帯の条件)</p> <p>親世帯からみた3親等内の親族の方と、その方からみた3親等内の親族からなる2人以上の世帯。</p> <p>※既に同居している世帯の申込みは不可。 ※親族は、内縁又は婚約者の親族も含む。</p>	今回募集はありません



※ペット飼育可能住宅について

飼育基準	
飼育可能動物	犬（小型犬）、猫、小動物（うさぎ、モルモット、フェレット等）
飼育可能頭数	1住宅につきいずれか1匹
必要書類（当選時）	①ペット飼育申請書 ②ペットの全身写真
その他の条件	※当選時には、上記とあわせて証明書類の提出が必要です。
【犬に関するもの】	【猫に関するもの】
<ul style="list-style-type: none"> 成犬時の体重が概ね10kg以下であること 狂犬病予防注射を受けていること 他の感染症の予防接種を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> 避妊去勢の手術を受けていること 感染症の予防接種を受けていること
※小動物（りす、ハムスター）、小鳥、魚類については一般住宅で飼育可能なため、ペット飼育可能住宅の対象外とする。	

番号	名称・特徴	資格・条件	掲載頁
13	<p>一般世帯向期限付き入居住宅</p> <p>※一般世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。</p> <p><u>期間の満了日までに住宅を明け渡していただきます。</u></p> <p>※入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申し込みができます。</p>	<p>世帯全員が50歳未満であること。ただし、特に居住の安定を図る必要のある次のいずれかに該当する方がいる世帯は<u>申込みできません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方 ②精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から3級の方 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がAからB2判定の方 ④DV（配偶者等からの暴力）被害者 ⑤生活保護受給者 ⑥その他（戦傷病者、原子爆弾被災者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、難病患者等） <p>(引越しの費用は入居者の負担になります)</p>	74

募集住宅一覧

特定目的住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは19ページをご覧ください。

エレベータ
…… ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

過去倍率
…… 特定目的住宅で過去3年度で募集があつた住宅の倍率です。((O)倍(は申込みのなかつた住宅です。))
倍率欄で(未)倍と表示されているのは、過去3年度に募集のなかつた住宅です。

洗濯機置場
…… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。



入居予定は令和6年6月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。

神戸市営住宅一覧 検索

【シルバーハイツ】(単身向)

☆ 申込資格について(は、4.9ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 棟 号 数 階 数 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 標 標
				エレベータ					
特目 801	(平成8年度) 	HAT神戸 ・脇の浜	中央区脇浜海岸通3丁目2番	9階建 6号棟 311号室	○	40m ² 1DK	25,500	(133) 倍	
特目 802	(平成8年度) 	ルゼフィール 中道	兵庫区中道通6丁目1番13	3階建 1号棟 601号室	○	43m ² 1DK	38,000	(未) 倍	
特目 803	(平成2年度) 	シルバーハイツ 長田北	神戸高速「大開」駅 徒歩5分	6階建 1号棟 7階建 1号棟	○	25,700 ~ 38,200	25,700 ~ 38,200	(未) 倍	
单 身 向	(平成7年度) 	舞子山手	長田区北町3丁目3番地	7階建 704号室	○	39m ² 1DK	21,300 ~ 31,700	(未) 倍	
特目 804	(平成8年度) 	舞子山手	垂水区本多聞7丁目2番	10階建 2号棟	○	39m ² 1DK	20,300 ~ 30,200	(3) 倍	
特目 805	(平成8年度) 	舞子山手	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多 聞介護センター前」徒歩2分	4階 409号室	○	409号室	DK8.4	30,500	(3) 倍
特目 806	(平成8年度) 	西神井吹合	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多 聞介護センター前」徒歩2分	10階 706号室	○	39m ² 1DK	20,500 ~ 30,500	(3) 倍	
特目 807	(平成8年度) 	ベルデ玉津	西区井吹台西町1丁目7番地	10階 2号棟 2階 205号室	○	205号室	DK8.2	21,200 ~ 31,600	(7) 倍
			地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	2階 1号棟 7階建	○	39m ² 1DK	18,800 ~ 27,900	(3) 倍	
			JR「明石」駅より、神姫バス約10分「ベルデ玉 津前」徒歩1分	2階 207号室	○	40m ² 1DK	DK7		

国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます

工場等が近く為騒音・臭気等が発生することがあります
 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

【シリバーハイツ】(世帯向)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 階 号 棟 階 数 室 号	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
世帯向	特目 808	シリバーハイツ 日暮 (平成4年度)	中央区日暮通5丁目5番8 阪急「春日野道」駅 徒歩8分	6階建 1号棟 ○ 5階 507号室	60m ² 2DK 和6.4.5 Dk9	36,000 ~ 53,700	(未) 倍	

☆ 申込資格について[は、4.9ページをご覧ください。

【コレクティブハウジング】(単身向)

☆申込資格について[は、4.9ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 階 号 棟 階 数 号 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 欄
單身向	特目 809	久二塚西 ふれあい (平成9年度)	長田区腕塚町6丁目1番15 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	7階建 1号棟 ○ 2階 203号室	39m ² 1DK 和6 Dk6.8	22,000 ~ 32,800	(18) 倍	

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆コレクティブハウジングとは、市営住宅の入居者(特に高齢者や単身の方々)が孤独に陥ることのないよう日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うことができる共同居住型住宅をいいます。
この住宅は、個人のプライバシーを確保できるそれを強調した住宅と、他の入居者の人達との団らんや共同で炊事を行い、一緒に食事のできる共同のスペース(食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅です。

☆申込に際して承いたぐり事項

- ① 共同のスペースで利用するテーブル、椅子、電化製品、什器等の備品類は、入居者の皆さんで購入していただきます。
- ② 共同スペースは入居者全員が利用するためのものです。ここで必要な光熱水費やエレベータ等の電気料金等は、入居者全員で負担していただきます。
(月額4,000~6,000円程度の見込み)
- ③ 共同スペースの清掃や簡単な修繕費等は、入居者の方で実施していただきます。

【高齢者世帯向住宅】(1人以上・世帯向)

申込区分		申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 階 棟 号 数 階 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
1 人 以 上	特 目 810	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番29	13階建 1号棟 ○	38m ² 2DK	18,800	(13)		
世 帯 向	特 目 811	夢野 (昭和51年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分 兵庫区湊川町7丁目4番	6階 608号室 ○	和6.4 DK6	~ 28,000			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

☆ 申込資格について[は、50ページをご覧ください。

【母子・父子世帯向住宅】(2人以上)

☆ 申込資格について(は、50ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 棟 号 数 階 号 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				エレベータ					
	特目 812 	深江南 (昭和50年度)	東灘区深江南町1丁目17番	8階建 2号棟 203号室	○	48m ² 3DK 和6.4洋3.5 DK6.6	26,100 ~ 38,900	(未) 倍	
	特目 813 	魚崎西 (昭和52年度)	東灘区魚崎西町4丁目5番1	5階建 2号棟 306号室	○	50m ² 3DK 和6.4洋3.5 DK7.3	28,300 ~ 42,100	(未) 倍	
	特目 814 	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ホームライナーハー北埠頭駅 徒歩2分	8階建 73号棟 610号室	○	55m ² 3SDK 和6.6洋3 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(6) 倍	
2 人	特目 815 	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区御崎本町3丁目3番15 地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分	10階建 2号棟 202号室	○	42m ² 2DK 和6.6 DK6.9	20,400 ~ 30,500	(1) 倍	
以 上	特目 816 	兵庫駅西 (昭和57年度)	兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	8階建 1号棟 517号室	○	56m ² 3SDK 和6.6洋5 S2.4 DK8	30,800 ~ 45,900	(未) 倍	改良住宅
	特目 817 	大日丘 (昭和51年度)	長田区大日丘町1丁目7番 神戸電鉄「鵠越」駅 徒歩14分	5階建 1号棟 103号室	○	50m ² 3DK 和6.4洋3.5 DK7.2	24,400 ~ 36,300	(0) 倍	
	特目 818 	丸山東 (昭和47年度)	長田区滝谷町2丁目8番 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	5階建 1号棟 504号室	○	41m ² 2DK 和6.6 DK6.8	20,500 ~ 30,600	(0) 倍	
	特目 819 	丸山東 (昭和47年度)	長田区滝谷町2丁目8番 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	5階建 1号棟 505号室	○	41m ² 2DK 和6.6 DK6.8	20,500 ~ 30,600	(0) 倍	

国道等が近い為騒音等が発生することがあります
 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準に従事するのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)



【母子・父子世帯向住宅】(2人以上・3人以上・4人以上)

☆ 申込資格について(は、50ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室	間 取 置 数			
	特目 820	古川第二 (平成3年度)	須磨区古川町1丁目1番1 JR「鷹取」駅 徒歩8分	9階建 1号棟 505号室	○ 5階建 10階建 17号棟 8階 807号室	60m ² 3DK 和6.6洋4.5 DK7.5 スキップ ○ 和6.6洋4 LDK9.7	32,300 ~ 48,100 34,400 ~ 51,200	(未) 倍 (未) 倍 (未) 倍
2	特目 821	横尾 (昭和56年度)	須磨区横尾1丁目12番地1 地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	12階建 38号棟 5階 505号室	○ ○ ○ ○	50m ² 3DK 和6.4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(0) 倍 募集再開住宅
人 以 上	特目 822	東多聞 (昭和52年度)	垂水区学が丘6丁目1番 地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩5分	5階建 9号棟 2階 201号室	× × ○	60m ² 3DK 和6.4洋4.5 DK6.4	32,200 ~ 48,000	(未) 倍 募集再開住宅
	特目 823	北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞 子小学校前」徒歩5分	13階建 16号棟 3階 304号室	○ ○ ○	65m ² 3DK 和6.6洋4.9 DK9.9	35,700 ~ 53,200	(未) 倍
	特目 824	北舞子第三 (平成5年度)	垂水区舞子台8丁目16番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞 子小学校前」徒歩6分	14階建 1号棟 8階 808号室	スキップ ○ ○	61m ² 2LDK 和6洋4.8 LDK14.6	39,500 ~ 58,800	(未) 倍 募集再開住宅
3 人 以 上	特目 825	旭中央 (昭和61年度)	中央区旭通3丁目3番16 JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	7階建 1号棟 3階 306号室	○ ○	66m ² 3LDK 和6.4,5洋5 LDK10.5	42,800 ~ 63,800	改良住宅
4 人 以 上	特目 826	神前 (平成4年度)	灘区神前町4丁目2番 阪急「六甲」駅 徒歩11分					

❶ 団地内には坂道が多くなっています。
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

【障害者世帯向住宅】

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 交 通	在 地	建 築 構 造 数 量 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
					階 数	戸 型				
特目 827	大石東 (昭和51年度) 	灘区大石東町3丁目1番12	阪神「大石」駅 徒歩7分	1号棟 2階建 210号室	9階建 1号棟 ○	50m ² 3DK 和6.4洋3.5 DK7.2	27,700 ~ 41,200	(未) 倍		
特目 828	港島 (昭和54年度) 	中央区港島中町2丁目4番地の1	ホーライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	73号棟 8階建 106号室	8階建 73号棟 ○	55m ² 3SDK 和6.6洋3 S2 DK7.2	31,100 ~ 46,400	(22) 倍		
特目 829	東多聞 (昭和52年度) 	垂水区学が丘6丁目1番 約7分「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩4分	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」徒歩4分	12階建 37号棟 1205号室	12階建 37号棟 ○	47m ² 3DK 和6.4洋3 DK6.2	22,600 ~ 33,700	(3) 倍		

- ④ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
- ⑤ テレビがケーブルテレビとなりますが発生する事があります
- ⑥ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆ 申込資格について[は、50ページをご覧ください。

【車椅子常用者世帯向住宅】

☆ 申込資格については、5-1ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	間 取り 数			
特目 830	灘北第二 (平成7年度) 	灘区灘北通8丁目2番1 JR「灘」駅 徒歩5分	15階建 1号棟 129号室	○	57m ² 3DK	35,200	(1) 倍	
特目 831	HATT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	9階建 9号棟 112号室	○	59m ² 2DK	36,500	(未) 倍	
特目 832	下山手 (平成31年度)	中央区下山手通9丁目10番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分	10階建 6号棟 101号室	○	58m ² 2DK	37,600	(未) 倍	改良住宅
特目 833	松風 (昭和57年度) 	須磨区松風町3丁目1番 JR「須磨海滨公園」駅 徒歩6分	14階建 2号棟 106号室	スキップ ○	65m ² 2DK	36,100	(2) 倍	
特目 834	からと中央 (平成30年度) 	北区唐櫃台3丁目23番2号 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	6階建 2号棟 101号室	○	58m ² 2DK	29,000	(未) 倍	

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なります。(収入基準については、3ページ参照)



国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なります。(収入基準については、3ページ参照)

【身体障害者世帯向住宅】

☆申込資格について(は、52ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住 宅 名		所 在 地		階 横 号 数 間取り 室	面積(m ²) 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
		(建設年度) 注意マーク	交 通	エレベータ						
世帯人数制限なし	特目 835 (平成7年度)	新生田川	中央区北本町通6丁目1番	14階建 22号棟 ○	51m ² 2DK	31,300 ~ (未)	改良住宅			
世帯人数制限なし	特目 836 (平成8年度)	ベルデ名谷	阪急「春日野道」駅 徒歩7分 垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分 ❶	2階 205号室 ○	和6.6 Dk8.2	46,600 ~ (未)	改良住宅			

❶ 団地内には坂道が多くなっています

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

【若年・子育て世帯向け住宅】(2人以上)

☆ 申込資格について(は、52ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 棟 階 数 号 室	間 取り 置 数			
	特目 837	新生田川 (平成6年度)	中央区南本町通5丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩6分	10階建 21号棟 201号室	○ 49m ² 2DK	30,000 ~ 44,700	(未) 倍	改良住宅
	特目 838	新生田川 (平成7年度)	中央区北本町通6丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階建 22号棟 303号室	○ 51m ² 2DK	31,300 ~ 46,600	(未) 倍	改良住宅
2 人 以 上	特目 839	番町 (昭和56年度)	長田区三番町4丁目4番地 須磨区車字道谷山2番地の1 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス約2 6分「若草町」徒歩6分	10階建 23号棟 102号室	○ 52m ² 3DK	25,700 ~ 38,200	(9) 倍	改良住宅
	特目 840	若草 (平成8年度) ⑤	須磨区車字道谷山2番地の1 1号棟 1112号室	12階建 1号棟 1112号室	○ 60m ² 3LDK	32,000 ~ 47,600	(1) 倍	
	特目 841	北舞子第二 (昭和63年度)	垂水区舞子台8丁目14番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞 子小学校前」徒歩5分	5階建 9号棟 301号室	○ 60m ² 3DK	31,500 ~ 46,900	(2) 倍	
	特目 842	旭が丘第二 (平成4年度)	垂水区旭が丘3丁目12番 JR「垂水」駅 徒歩14分	10階建 2号棟 9階 904号室	○ 63m ² 3DK	35,100 ~ 52,300	(未) 倍	
	特目 843	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲斐台4丁目8番1号 神戸電鉄有馬線「北鎌倉台」駅 徒歩5分	9階建 3号棟 512号室	○ 60m ² 2LDK	30,700 ~ 45,700	(未) 倍	改良住宅
	特目 844	玉津西 (昭和61年度)	西区玉津町上池34番地1 JR「明石」駅より、神姫バス約7分「玉津南公 民館前」徒歩3分	3階建 8号棟 303号室	○ 58m ² 3DK	25,300 ~ 37,600	(0) 倍	

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準にについて(は、3ページ参照)

【若年・子育て世帯向け住宅】(2人以上・3人以上・4人以上)

☆ 申込資格について(は、52ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 棟 号 数 階 棟 数 号 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				エレベータ	3階建 2号棟				
2人以上	特目845	岩岡 (平成7年度)	西区大沢1丁目5番地の1 徒歩2分	3階建 102号室	×	61m ² 3DK	29,000 ~ 43,200	(未) 倍	
3人以上	特目846	星が丘 (昭和62年度)	JR「垂水」駅より、神姫バス約15分「西脇」 下」徒歩2分	4階建 3号棟	×	和6.4.5洋5.4 DK9.2	70m ² 3LDK	36,200 ~ 53,900	(未) 倍
3人以上	特目847	舞子山手 (平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約4分「細道 聞介護センター前」徒歩2分	3階建 305号室	×	和6.6洋5 LDK11.7	68m ² 4DK	35,300 ~ 52,500	(未) 倍
3人以上	特目848	新桜の宮 (平成29年度)	北区甲塩台4丁目6番1号 神戸電鉄「北鎌倉台」駅 徒歩3分	14階建 1号棟	○	和4.5.6洋4.4.6 DK8.4	70m ² 3LDK	36,000 ~ 53,600	(未) 倍
4人以上	特目849	新在家南 (平成6年度)	灘区新在家南町1丁目1番4 阪神「新在家」駅 徒歩6分	8階建 810号室	○	和5.2洋7.5.4.9 LDK13	69m ² 3DK	42,000 ~ 58,700	(未) 倍
4人以上	特目850	港島 (昭和54年度)	中央区港島中町2丁目4番地の1 ホーライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	13階建 2号棟	○	和6.6洋3.9 DK12.2	69m ² 3LDK	62,500	(未) 倍
4人以上	特目851	旭中央 (昭和61年度)	中央区旭通3丁目3番16 JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	8階建 801号室	○	和6.6洋3.5 LDK15.1	69m ² 3LDK	39,500 ~ 58,700	(未) 倍
4人以上	特目852	王居殿第二 (昭和61年度)	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	14階建 1号棟	スキップ ○	和6.6洋4.5 LDK13.8	73m ² 3LDK	47,300 ~ 70,400	(未) 倍
				9階建 904号室	非停止	和6洋4.7.7.2 LDK13.8	71m ² 4DK	35,200 ~ 52,500	(未) 倍
				4階建 4号棟	×	和6.6洋4.5 DK6.6	101号室		

① 国道等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります
② テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます

③ 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります
④ 同一敷地内にペット飼育可能な住宅があります

【若年・子育て世帯向け住宅】(4人以上)

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度)		所在地 交通		階建 号数 階 室	エレベータ 数	面積(m ²) 間取り 置数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備考欄	
		特目 (昭和61年度)	853	狩口	垂水区狩口台6丁目4番			5階建 4号棟	X	78m ² 4DK	41,800	(未) 倍	募集再開住宅
4人以上						2階 204号室		和6,6,6洋5 DK7,6		~ 62,200			

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

☆申込資格について[は、52ページをご覧ください。

【子育て世帯向期限付き入居住宅】(2人以上・3人以上・4人以上)

☆申込資格について[は、53ページをご覧ください。]

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 棟		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 條
				階 号	棟 数 階 号 室				
2 人 以 上	特目 854	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度)	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	9階建 9号棟 508号室	○	59m ² 2DK	36,800	(未) 倍	
	特目 855	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	5階建 6号棟 309号室	○	和6.6 DK13.6	~ 54,900		
3 人 以 上	特目 856	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階建 6号棟 409号室	○	50m ² 2DK	32,100	(9) 倍	
	特目 857	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階建 7号棟 612号室	○	和6洋5.2 DK6.5	~ 47,800	(9) 倍	
4 人 以 上	特目 858	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	9階建 8号棟 512号室	○	61m ² 3DK	38,800	(11) 倍	
	特目 859	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	5階建 12階建 13号棟 303号室	○	和6洋4.3.3.9 DK9.8	~ 57,800	(17) 倍	募集再開住宅
	特目 860	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番 阪神「春日野道」駅 徒歩6分	12階建 14号棟 303号室	○	61m ² 3DK	38,900	(11) 倍	
	特目 861	HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度)	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩7分	14階建 4号棟 807号室	○	和6洋4.6.4.7 DK9.9 DK8.7	~ 43,000 ~ 64,000	(未) 倍	

② 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

【多子世帯向住宅】(4人以上)

申込区分		申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 檻 号 数 間取り 面積(m ²)	エレベータ 数 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
4 人 以 上	特目 862 (平成4年度)	番町	長田区三番町4丁目11番地の1	12階建 31号棟 ○	73m ² 4DK	38,200 ~ 56,900	38,200 ~ 56,900	(未) 倍	改良住宅
	特目 863 (昭和61年度)	王居殿第二	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	3階建 303号室 ○	和6,64.5洋5.6 DK9.4	71m ² 4DK	35,200 ~ 52,500	(未) 倍	
	特目 864 (昭和62年度)	竹の台	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 1号棟 ×	和6,66洋4.5 DK6.6	71m ² 4DK	35,200 ~ 52,500	(未) 倍	
			西区竹の台2丁目16番地の4 地下鉄「西神中央」駅 徒歩15分	9階建 2号棟 ○	80m ² 4DK	41,400 ~ 61,600	41,400 ~ 61,600	(未) 倍	
				7階 703号室 ○	和6,4.5洋7.5,5 DK8.7				

☆ 申込資格について[は、53ページをご覧ください。

- 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります
- 改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)
- テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます

【ペット飼育可能住宅】(2人以上)

☆申込資格について[は、53ページをご覧ください。

申込区分				申込番号				住宅名 (建設年度) 注意マーク				在地 所交通				建物 階数 号室				面積(m ²) 間取り 置数				月額家賃 (円)				備考欄			
2 人 以 上	特 目 865	(昭和62年度)	横尾	須磨区横尾6丁目3番地				5階建				57m ² 3DK				30,200				過去倍率 (未)											
				地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分				26号棟				×				和6.6洋4.5 DK7.1				~45,000				倍							
①	団地内には坂道が多くなっております																														

☆ペット飼育可能住宅とは、従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペットを精神的な支えとして生活されている方を対象に、ペット飼育可能な住宅の募集を行なっているものです。

【シルバーペット飼育可能住宅】(2人以上)

申込区分		申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地	階 横 号 棟 階 數 号 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
2 人 以 上	特目 866 ⑥	ベルデ玉津 (平成8年度)	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分「ベルデ玉 津前」徒歩1分	6階建 2号棟 ○	50m ² 2DK 和6洋5.4 DK8.2	23,600 ~ 35,100	(1) 倍		
特目 867 ⑥	ベルデ玉津 (平成8年度)	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分「ベルデ玉 津前」徒歩1分	3階建 305号室 ○	50m ² 2DK 和6洋5.4 DK8.2	23,600 ~ 35,100	(0) 倍	募集再開住宅		
特目 868 ⑥	ベルデ玉津 (平成8年度)	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分「ベルデ玉 津前」徒歩1分	6階建 2号棟 ○	50m ² 2DK 和6洋5.4 DK8.2	23,600 ~ 35,100	(0) 倍	募集再開住宅		

⑥ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

☆ペット飼育可能住宅とは、従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペットを精神的な支えとして生活されている方を対象に、ペット飼育可能な住宅の募集を行なっているものです。
☆シルバーハイツにつきましては、49ページ1の資格も必要です。

☆ 申込資格について[は、53ページをご覧ください。

【一般世帯向期限付き入居住宅】(2人以上)

☆申込資格について(は、55ページをご覧ください。

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 構 号 棟 階 数 階 号 室		面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				エレベータ					
	特目 869	北青木第三 (昭和58年度) 	東灘区北青木2丁目5番 阪神「青木」駅 徒歩5分	5階建 4号棟 502号室	×	60m ² 3DK	34,900	(未) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
2	特目 870	西落合 (昭和58年度) 	須磨区西落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約3分「神戸医療センター前」徒歩2分	5階建 222号棟 402号室	×	57m ² 3DK 和6,6洋4.5	51,900	(未) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
人以上	特目 871	西落合 (昭和58年度) 	須磨区西落合4丁目1番 地下鉄「名谷」駅より、市バス約3分「神戸医療センター前」徒歩2分	5階建 229号棟 501号室	×	57m ² 3DK 和6,6洋4.5	29,900	(0) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
	特目 872	東垂水 (昭和56年度) 	垂水区東垂水町字流田712番地の1 JR「垂水」駅より、山陽バス約5分「福田小学 校前」徒歩5分	4階建 9号棟 402号室	×	57m ² 3DK 和6,6洋4.5	44,000	(0) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
	特目 873	有馬 (昭和56年度) 	北区有馬町1377番地の1 神戸電鉄「有馬温泉」駅 徒歩12分	3階建 1号棟 103号室	×	63m ² 3DK 和6,6洋4.5 DK5.8	26,700	(未) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
							39,700		期間満了日 令和13年3月31日
							27,000	(未) 倍	期間満了日 令和13年3月31日
							40,300		

④ 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります



④ テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます

ポイント方式のご案内

令和6年2月8日(木)現在の家族構成でお申込みください。

(申込時点と入居時点で世帯構成が異なる方はお申込みできません。)

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。間違いないよう正確にご記入ください。

お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができませんのでご注意ください。

抽選会の前に、1次審査通過者は必ず書類審査を受けていただきますが、必ずしも入居できるものではありません。ご理解のうえお申込みください。

ポイント方式とは

申込者の住宅困窮度を「収入・家賃の状況」「住宅の環境」「世帯の状況」等の項目（81 ページ）ごとに点数化し、総合点の高い申込者で、抽選する方式です。住宅困窮度を適切に把握するために、さまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

「ポイント方式」は、「一般住宅」「特定目的住宅」とは別枠で受付をしています。
「一般住宅」「特定目的住宅」も、それぞれの資格があれば、白色の入居申込書により、あわせてお申込みができます。

※ お申込みにあたっての申込資格は2・3ページをご確認ください。

また、現在公営住宅（県営・市営）に入居されている方は、別途申込資格（4・5 ページ）が必要です。

※ 現在公営住宅に入居している方や、生活保護受給中の方は、点数が低くなると思われますので81 ページの配点表をご確認のうえ、お申込みください。

緑色の「ポイント方式申込書」に、（表・裏面とも）もれがないように記入のうえ、必ず結果通知用 63 円切手を申込書に貼付し、申込専用封筒（一般・特定目的・ポイント方式共通）で郵送してください。

ポイント方式申込書の書き方

【表 面】 お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。

(1) 申込番号 (ポイント方式住宅「P-1～P-100」までの番号を必ず記入してください)

ポイント方式住宅一覧の 90 ページから 102 ページまでの希望する住宅を選び、
ポイント方式住宅申込番号欄に申込番号を記入してください。

※お申込み後の申込番号の変更は認められません。

(2) 申込者

- ① 「神戸市内に住んでいますか」・「神戸市内に勤めていますか」には必ず『1. はい』『2. いいえ』のいずれかに○印を付けてください。
- ② 「申込者氏名」を記入してください。現住所欄には、郵便番号・電話番号・携帯番号・現住所〔号棟・号室・（様方）・建物名まで〕を記入してください。
- ③ 勤務先名称については、○○会社△△営業所など具体的に記入してください。
- ④ 送付先住所は、現住所以外の場所に送付をご希望の方のみ記入してください。

(3) 入居しようとする方

令和 6 年 2 月 8 日 (木) 現在の家族構成でお申込みください。

- ① 入居しようとする方全員の、氏名・フリガナ・性別・続柄・生年月日・年齢等を記入してください。記入漏れ等がある場合、申込書を受理できませんのでご注意ください。
- ② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の氏名・フリガナ・性別・続柄（「婚約者」と記入してください。）・生年月日・年齢も必ず記入してください。

※お申込み後にご家族の追加・変更は認められません。

(4) 手帳の種類（等級）

入居しようとする方が障害をお持ちの場合は、あてはまる等級に○印を付けてください。
日常的に車椅子を使用している方については、[車椅子常用] 有に○印を付けてください。

(5) 控除の種類 ※いずれかにあてはまる方は、該当する箇所に○印を付けてください。

- * 寡婦 (11 ページの控除額一覧表より「6.寡婦」をご参照ください。)
- * ひとり親 (11 ページの控除額一覧表より「7.ひとり親」をご参照ください。)

(6) 申込世帯の収入の有無

申込者又は入居しようとする方の収入の有無について、1・2 のいずれかに○印を付けてください。記入がない場合は、加点されません。

(7) 収入・所得

収入又は所得のある方は、表面の「収入分類」の番号を記入し、「給与収入」「年金収入」「事業収入」「その他収入」の該当する収入金額(事業収入は所得額)を記入してください。

※必ず、1 年間の金額を記入してください。（84 ページ参照）

※申込本人以外の方（家族又は婚約者など）で収入のある場合は、本人と同様に記入してください。ただし、当該住宅の入居日までに退職又は廃業される場合は、「退職（廃業）予定」と記入してください。その場合は、収入には含みません。「退職（廃業）予定」の記入がない場合は、収入に含みます。生活保護を受給されている方は「生活保護」と記入して下さい。また間違って記入された場合は、失格になる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式申込書(令和6年2月募集)

※裏面も必ず記入してください

(あて先)
神戸市長

申込者氏名

神戸三郎

次の入居申込案内書記載の事項を了承のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、この内容について神戸市又は(一財)神戸住環境整備公社が必要に応じて調査確認することに同意し協力します。

※この申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は、申込みを無効とされても異議を申し立てしません。

ポイント方式住宅 申込番号	
P - 100	

申 込 者	いざれかに必ず○印を 付けてください	神戸市内に住んで いますか	<input checked="" type="radio"/> はい	2 いいえ
	郵便番号 現住所	6 5 3 - 0 0 4 2 神戸市長田区二葉町5丁目1-32	電話番号 携帯番号	0 7 8 - 6 4 7 - 9 8 0 4 0 8 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8
（様方）				
現在住宅種別 9.その他()		1.民間借家 2.公社・UR 3.市営住宅 4.県営住宅 5.持家(親族の持家も含む)	多世代の近居申込みですか(はい いいえ)	
いざれかに必ず○印を 付けてください		神戸市内に勤めて いますか	<input checked="" type="radio"/> はい	2 いいえ
勤務先名称 勤務先所在地		勤務先 電話番号	0 7 8 - 6 4 7 - 9 6 2 5	
書類等 送付先 住所		郵便番号	※現住所以外の場所へ送付希望の場合は、ご記入ください。 （様方）	

	フリガナ 氏名	性別	統 柄 コ ード	生年月日	年 齢	手帳の種類(等級)			車 椅子 常用
						身体障害者 手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	
※1 入 居 し よ う と す る 者	コウベ サブロウ ① 神戸 三郎	男 ・ 女	本 人	T S H R 57・1・25	42	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2 無
	コウベ ハナコ ② 神戸 花子	男 ・ 女	妻	T S H R 60・12・8	38	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2 無
	コウベ シロウ ③ 神戸 四郎	男 ・ 女	子	T S H R 21・2・15	14	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2 無
	コウベ コロウ ④ 神戸 五郎	男 ・ 女	子	T S H R 23・1・20	13	1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2 無
		男 ・ 女		T S H R ・・		1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2 無
	別 居 扶 養	男 ・ 女		T S H R ・・		1・2・3 4・5・6	A B1 B2	1 2 3	1 2 無

次の事項に○印がない場合は配点されません。必ず○印を付けてください。

申込世帯の収入の有無 1. 収入あり 2. 収入なし

※収入金額欄は、収入分類番号と金額(年間)を記入してください。

寡 婦	ひ と り 親	収入種類	収入金額(上記「収入分類」参照)			
			年間給収入金額(事業等の場合総所得金額)(円)			
			課税収入	非課税収入	No.	金額(年間)
有 無	有 無	給与収入	<input checked="" type="radio"/> 1	2,900,000		
		年金収入				
		事業収入				
		その他収入				
有 無	有 無	給与収入				
		年金収入		30	780,100	
		事業収入				
		その他収入				
有 無	有 無	給与収入				
		年金収入				
		事業収入				
		その他収入				
有 無	有 無	給与収入				
		年金収入				
		事業収入				
		その他収入				

【裏面】申込書の書き方（つづき）

No.1 困窮理由

1～10のうち、該当する番号にすべてに○印を付けてください。

No.2 暴力団員の有無・生活保護受給の有無

- ① 暴力団員の有無について、1・2のいずれかに○印を付けてください。
- ② 生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに○印を付けてください。

No.3 お住まいの住宅の広さ（記入がない場合は、配点されません。）

住宅の広さは、賃貸借契約書等で確認のうえ記入してください。〔専有面積（m²）です〕
わからなければ、貸主（大家さん）等に確かめて記入してください。

No.4 家賃月額

- 「家賃」については月額（共益費含む）を記入してください。（駐車場代は除く）
- ※ 家賃を支払っていること。
 - ※ 第三者に支払っていること。（親族等への支払は原則不可）
 - ※ 住宅ローンの支払金額は不可。（家賃ではないため）

No.5 落選回数

「落選回数」は、平成15年5月の定時募集からの落選回数を記入してください。
(平成23年5月の定時募集から特定目的住宅での落選は、落選回数には入りません。)
ただし、平成21年5月募集以降で当選又は補欠繰上となり、辞退もしくは棄権された方
については、落選回数の履歴が無くなり、一旦「0回」になりますのでご注意ください。

No.6 証明書類の提出

申込書に記載した内容について、証明書類を提出していただきます。
「確認しました。」に✓を記入してください。

No.7 住宅の環境

現在お住まいの住宅環境についての質問です。該当する番号に○印を付けてください。

No.8 該当する番号に○印を付けてください。

※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は「1.専用」（全て）になります。

No.9 枠内の該当する番号に○印を付けてください。

- ① 阪神・淡路大震災 被災者
- ※ 2次審査時には、罹災証明書[全壊（全焼）・半壊（半焼）]と家屋の解体済、
又は解体予定の証明書が必要です。

- ② 海外からの引揚者
- ③ ハンセン病療養所入所者等
- ④ 原子爆弾被爆者
- ⑤ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯
- ⑥ 犯罪被害者世帯
- ⑦ 中国残留邦人等世帯
- ⑧ 難病患者世帯

2次審査時には所定の証明書類が必要です。

No.10 医療費の支払いについて

令和5年1月～12月までに医療機関へ支払った世帯全員の医療費合計を記入
してください。（ただし、高額医療費の申請・医療保険金、入院費給付金、療養費等の請求で
戻ってきた場合は、合計金額よりその額を引いて記入してください。）

- ※ ①医療費の領収書、②令和5年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）、
③医療保険者が発行する医療費通知のうちいずれかで証明できる方。

No. 1 住宅困窮理由(1~10)のうち該当する番号全てに○印を付けてください。

1	倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している
2	災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3	他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4	住宅がないため、親族と別居している
5	部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6	正当な立退き要求をうけているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7	通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8	収入と比較して家賃が高すぎる
9	婚約しているが、住宅がないため結婚がおびている(入籍予定 月 日)
10	その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている (騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません)
理由 :	

No. 2 次の事項に必ず○印を付けてください。

申込本人又は同居しようとする者に暴力団員はない	<input type="radio"/> いない	<input checked="" type="radio"/> いる
生活保護受給の有無	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし

No. 3 お住まいの住宅の広さを記入してください。(賃貸借契約書等で確認ください)

住宅の広さ(専有面積)
64.5 m ²

No. 4 家賃月額(共益費を含む)を記入してください。(駐車場代は除く)

家賃月額
87,000 円

No. 5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数を記入してください。

落選回数
5 回

No. 6 この申込書に記載した内容の証明書類を提出します。

<input checked="" type="checkbox"/> 確認しました。

* 1次審査の結果、各住宅の上位3位までの方について、2次審査を行います。
面談により住宅や世帯の状況等を確認し、それに基づき点数の再計算を行い2次審査
通過者を決定します。

No. 7 住宅の環境(1~5)のうち該当する番号に○印を付けてください。

<input checked="" type="radio"/> 1	昭和56年5月31以前に着工された住宅に居住している (所有者(家主)からの証明又は地方法務局発行の登記簿謄本で確認できること)
2	住宅、寄宿舎又は共同住宅でない(倉庫、事務所、工場に居住している)
3	正当な立退き要求を受けている(親族からの立退き、住宅ローン督促者は不可)
4	3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している
5	住宅がないため、配偶者又は子と別居している(税法上の扶養を確認できる方)

No. 8 該当する番号に○印を付けてください。

風呂	<input checked="" type="radio"/> 1. 専用	2. 共同	3. なし
便所	<input checked="" type="radio"/> 1. 専用	2. 共同	3. なし
炊事場	<input checked="" type="radio"/> 1. 専用	2. 共同	3. なし

No. 9 該当する番号に○印を付けてください。

<input checked="" type="radio"/> 1. 阪神・淡路大震災被災者	
・被災した場所について	
<input checked="" type="radio"/> (1) 神戸市内で被災	(2) 神戸市外で被災
・全壊(全焼)、半壊(半焼)の罹災証明と家屋の解体証明書又は解体予定であることを証する書類について	
<input checked="" type="radio"/> (1) 提出できる	(2) 提出できない
2. 海外からの引揚者(※1)	3. ハンセン病療養所入所者等(※2)
4. 原子爆弾被爆者(※3)	5. DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯(※4)
6. 犯罪被害者世帯(※5)	7. 中国残留邦人等世帯(※6)
8. 難病患者世帯(※7)	

No. 10 医療費の支払いについて

令和5年世帯全員の医療費合計
115,300 円

● 記入がおわりましたら…

- ① 郵送受付は、令和6年2月8日（木）までの消印があり、2月13日（火）までに神戸ポート郵便局必着のものが有効です。それ以後に到着したものについては、受付できません。なお消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがあります。
- ② 申込書の左上の欄には、63円切手を必ずお貼りください。切手を貼っていない場合は、抽選結果を通知いたしかねます。
- ③ 申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や、同じ方の名前が、複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となります。
- ④ 収入金額の記入について
必ず有無のいずれかに○印を付け、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、1年間の金額を該当箇所へ記入してください。

【注意事項】

- ※ 「申込世帯の収入の有無」など記入もれがあれば、加点はされません。
- ※ もう一度、記入内容の確認をしてください。お申込み後は申込書の記入内容の変更はできません。
- ※ ポイント方式は、申込書に記入された申込者本人の申告によって各項目の点数が決まります。お申込みにあたっては、間違いのないように正確に記入してください。

抽選会見学のご案内

ポイント方式抽選会見学希望者10名を募ります。

今回のポイント方式申込者のうち、1次審査通過者で、抽選会の見学を希望される方は、2次審査時（3月上旬頃）に窓口でお申込みください。

なお、お申込みされていても2次審査の結果が「落選」となられた方は、抽選会の見学はできません。

また、見学希望者が多数の場合は抽選を行い、選ばれた方だけに通知いたします。

住宅困窮度配点表

(申込書に点数記入欄はありません。)

●申込時の住宅困窮度は次の配点表により点数化を行います

I 収入・家賃状況	A. ポイント方式の支出基準額を用いた収入比率 [※1]	100%以上	90%~100%未満	80%~90%未満	70%~80%未満
		0	2	4	6
		60%~70%未満	50%~60%未満	40%~50%未満	30%~40%未満
		8	10	12	14
		20%~30%未満	10%~20%未満	0%~10%未満	
II 住宅環境	B. 家賃負担割合 [※2]	16	18	20	
		10%未満	10%~20%未満	20%~30%未満	30%~40%未満
		0	2	4	6
		40%~45%未満	45%~50%未満	50%~55%未満	55%~60%未満
		8	10	12	14
III 世帯状況	C. 住宅構造/立退き	60%~65%未満	65%~70%未満	70%以上	
		16	18	20	
	D. 住宅設備 〔C】が該当なしの場合のみ加算する	該当なし	昭和56年5月31日以前に着工された住宅	居宅、寄宿舎又は共同住宅でない(倉庫、事務所、工場等)	正当な立退き要求を受けている
		0	4	6	10
		風呂	該当なし(専用)	共同設備	設備無し
その他	E. 他世帯同居	便所	0	1	2
		炊事場	0	1	2
	F. 配偶者又は子と別居	該当なし	配偶者又は子と同居できる住宅がなく、別居している方	1	
		0		1	
		G. 最低居住面積水準と比率 [※3]	最低居住面積水準外	最低居住面積水準の90%~100%未満	最低居住面積水準の80%~90%未満
	H. 高齢者世帯	0	1	2	3
		最低居住面積水準の60%~70%未満	最低居住面積水準の50%~60%未満	最低居住面積水準の40%~50%未満	最低居住面積水準の30%未満
		4	5	6	7
					8
J. 母子・父子世帯	I. 障害者世帯	該当なし	いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がない世帯を含む)	65歳以上の方のみの世帯(単身世帯を含む)	65歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯
		0	10	15	20
	K. 若年・子育て世帯	該当なし	中学校(これに準ずる学校を含む)を卒業するまでの子がいる世帯	重度の障害者がいる	重度の障害者がおりその方が車椅子常用
		0		15	20
		該当なし	配偶者がおらず、かつ20歳未満の子を扶養している世帯	10	
L. 多子世帯	M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数	該当なし	夫婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯	10	
		0			
	N. その他	該当なし	18歳未満の子が3人以上いる世帯	10	
		0			
		該当なし	阪神・淡路大震災被災者	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等
		0	2	2	2
		原子爆弾被爆者	DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯	犯罪被害者世帯	中国残留邦人等世帯
		2	2	2	2

各項目については、いずれか1つを適用するものであり重複加算はありません。

注1) [※1][※2][※3]については、次ページの計算式で算出してください。

【I-A】「支出基準額」と「収入比率」の計算式

◎ 「支出基準額」とは、下表にある①～⑥へ入居しようとする方全員に応じた数字をあてはめて、計算した結果、導き出される額のことです。

① 個人の生活費 個人ごとに、年齢に応じて算出します 個人の生活費（年額）…世帯人数分を合算			
年齢(1/1現在)	人数	個人生活費	計
0～2		250,800	
3～5		316,200	
6～11		408,840	
12～19		504,960	
20～40		483,240	
41～59		458,160	
60～69		433,200	
70～		388,080	
世帯人数		合算額	
※ 世帯人数が4人の場合		合算額×0.95	A
※ 世帯人数が5人以上の場合		合算額×0.9	

④ 障害者加算 個人ごとに、障害の程度に応じて算出します			
区分	人数	加算額	計
身障 1・2級 等		322,200	
身障 3・4級 等		214,680	
合 計			D

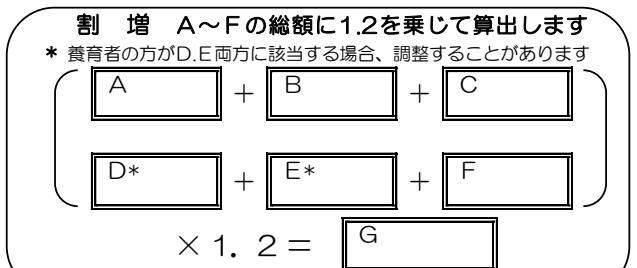
⑤ 母子加算 父母の一方、もしくは両方がかけている、又はこれに準する世帯での児童数に応じて算出します	
児童の数	加算額
児童1人	279,120
児童2人	301,200
児童3人以上	301,200 + 11,280 × (児童数-2)
児童は、4/1現在で17歳以下(児童が障害者の場合は、1/1現在で20歳以下)をいいます。	E

② 世帯の生活費 世帯ごとに、世帯人数に応じて算出します 世帯の生活費（年額）+冬季加算（年額）			
世帯人數	世帯生活費	冬季加算	計
1人	521,160	15,450	536,610
2人	576,840	20,000	596,840
3人	639,480	23,850	663,330
4人	661,920	27,050	688,970
以降1人増每	+5,280	+1,000	+6,280
合 計			B

⑥ 児童養育加算 4/1現在で14歳以下の児童がいる場合に算出します			
児童の数	人数	加算額	計
第1子	3歳未満	180,000	
及び	3歳以上 中学校終了前	120,000	
第2子	小学校終了前	180,000	
以降	中学生	120,000	
合 計			F

③ 教育扶助 個人ごとに、年齢に応じて算出します			
区分	人数	扶助額	計
小学生 4/1現在で 6～11歳		110,520	
中学生 4/1現在で 12～14歳		118,680	
高校生 4/1現在で 15～17歳		144,120	
合 計			C

世帯の収入の計算		
名前	収入の内容	収入額
総収入額(年収)		



⑦ 住居費		
家賃月額	× 12 =	H

◎ 支出基準額

$$G + H = \boxed{\text{支出基準額}} \text{ 円}$$

◎ 収入比率

$$\frac{\boxed{\text{総収入額(年収)}}}{\boxed{\text{支出基準額}}} \times 100 = \boxed{\text{収入比率【※1】}} \%$$

【I-B】「家賃負担割合」の計算式

◎ 家賃負担割合

$$\boxed{\text{家賃月額}} \div \left(\boxed{\text{総収入額(年収)}} \div 12 \right) \times 100 = \boxed{\text{家賃負担割合 [※2]}} \%$$

* ただし、生活保護を受給されている方は下記の式で計算します

$$\frac{\boxed{\text{家賃月額}} - \boxed{\text{注1) 住宅扶助上限額}}}{\boxed{\text{支出基準額}} - \boxed{\text{住居費}}} \times 100 = \boxed{\text{家賃負担割合}} \%$$

$$((\boxed{\text{支出基準額}} - \boxed{\text{住居費}}) \div 1.2) \div 12$$

注1) 住宅扶助上限額

世帯人数	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
家賃月額	40,000	48,000	52,000	56,000	62,000

【II-G】「最低居住面積水準と比率」の計算式

◎ 最低居住面積水準と比率

$$\frac{\boxed{\text{現在の居住の広さ}}}{\boxed{\text{最低居住面積水準}}} \times 100 = \boxed{\text{最低居住面積水準と比率 [※3]}} \%$$

◎ 最低居住面積水準とは、世帯人数に対する住戸専用面積（壁芯）

- 単身者世帯 25m^2
- 2人以上の世帯 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$

- (a) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- (b) 世帯人数 [(a)の適用がある場合には適用後の世帯人数] が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

収入金額の記入について

◎ポイント方式では、申込書への収入金額の記入間違いにより、減点又は失格となる場合がありますのでご注意ください。

収入金額の記入は、「申込世帯の収入の有無」欄の該当番号へ○印をつけ、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、必ず1年間の金額を該当箇所へご記入ください。

収入のない方は金額「〇」と記入してください。

生活保護を受給されている方は「生活保護」と記入してください。

申込住宅の入居日までに退職又は廃業される場合は、「退職（廃業）予定」と記入してください。

給与所得者の場合 (会社員・パート・アルバイト等の方)

1. 令和4年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和5年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、ご記入ください。
2. 令和5年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の収入金額は次のように計算し、ご記入ください。
 - (1)令和5年1月末までに就職された方
就職した月の翌月（2ヶ月目の給与）から12ヶ月分の合計額を収入金額とします。
 - (2)令和5年2月以降に就職された方
1年間の収入金額を次の通り推定します。
(勤務期間の総収入 ÷ 勤務期間の月数) × 12ヶ月 + ボーナス
※ 就職した月の給与（初月給与）は除いて計算してください

事業所得者の場合 (自営業・保険外交員等の方)

1. 令和4年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和5年分の収入金額から必要経費を除いた総所得金額を、ご記入ください。
2. 令和5年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算し、記入してください。
 - (1)令和5年1月末までに開業された方
開業した月の翌月（2ヶ月目）から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた金額が事業所得金額となります。
 - (2)令和5年2月以降に開業された方
1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
(営業期間の総収入 - 必要経費合計) ÷ 営業期間の月数 × 12ヶ月
※ 開業した月（初月）は除いて計算してください

年金受給者の場合

1. 令和4年12月31日以前から現在まで引き続き受給されている方は、令和5年分源泉徴収票の支給金額（税込み）または令和5年中に届いた年金の改定通知書・振込通知書（控除前）等の1年分を、ご記入ください。
2. 令和5年1月1日以降に受給し、現在も引き続いて受給されている方の年金収入は次のように計算し、ご記入ください。

1回当たりの支給金額（控除前）×1年間の支給回数（老齢年金等は6回）

※非課税収入（遺族年金・障害年金・公的給付(児童扶養手当)）を受給中の方、失業中（求職中）・病気やけが療養中の方、仕送り収入の場合も、よく確認のうえご記入ください。

ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項

◎ お申込みにあたっての大切な事項ですので、必ずご確認ください。

- ① ポイント方式申込書の表・裏面とも、記入が必要です。
- ② 申込住宅はポイント方式住宅の募集住宅一覧の申込番号をご記入ください。
- ③ 1次審査では、申込書に記入された内容に基づき点数を加点するため、「申込世帯の収入の有無」など未記入の項目については加点されません。
- ④ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ⑤ 1次審査の結果、各住宅の上位3位までの方について、2次審査を実施します。
 - ・ 申込書の記入内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。（P.88 参照）
 - ・ 面談により住宅の状況や世帯の状況等を確認します。
 - ・ 住宅の環境等で必要がある場合には現地確認調査を行います。
- ※ 1次審査の通過者が1名となった住宅について、2・3ページ記載の申込資格[1]～[5]まで全ての項目に当てはまっている方は、最終審査で必要書類を提出していただき入居資格の有無を決定します。
- ※ 2次審査の結果、1次審査の上位4位以下の点数になった方は落選となります。
- ⑥ ポイント方式の落選は、定時募集の落選回数に含まれません。
- ⑦ 次の方は、定時募集での落選回数の履歴がなくなり、一旦「0回」になります。
 - ア. ポイント方式で当選（入居予定者）となり、辞退又は棄権された方。
 - イ. ポイント方式で補欠繰上となり、辞退又は棄権された方。

次のような場合は失格になります

- 1. 同一世帯が複数のポイント方式住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合
- 2. 申込書等の提出書類の記載内容に偽りや実態と異なることがある場合
- 3. 面談又は現地調査を拒んだ場合
- 4. 指定する期日までに必要な書類の提出がない場合
- 5. 申込書に記載された家族が入居できなくなった場合
- 6. その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

よくある質問

ポイント方式とは

住宅に困っている現在の状況を点数化し、より住宅に困っている度合いの高い世帯が市営住宅に入居していただく方式です。

問 ポイント方式は、何も優先は無いのですか。

答 ありません。ポイント方式は申込者の収入、家賃状況、世帯構成状況などについて、住宅の困窮度に応じた点数を付け、総合点が高い方の中から抽選によって入居予定者を選定する募集方式です。

問 間違った住宅の申込番号を書いて送ってしまった場合変更してもらえますか。

答 住宅の申込番号の変更は受付できません。（お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。）

問 ポイント方式住宅も、一般住宅と同じで申込書を郵送すれば抽選対象となりますか。

答 いいえ。1次審査（困窮度合を点数化し、上位3位の方を抽出）、2次審査（申込書に記載した内容の根拠になる書類の提出）に通過した方が抽選対象者になります。

問 2次審査（資格審査）を受けたら入居できますか。

答 2次審査を受けた全員が入居できるわけではありません。

2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者（当選者）及び入居補欠者（補欠者）を決定します。

最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者（当選者）となり、次点の申込者が入居補欠者（補欠者）となります。

問 一般住宅と特定目的住宅とポイント方式住宅は、誰でも三つとも申込みできますか。

答 特定目的住宅の申込資格・要件（49～55ページ）を満たす方は、三つともお申込みが可能です。（公営住宅に入居中の方は、4ページ3の資格も必要です。）

問 一般住宅・特定目的住宅とポイント方式住宅にそれぞれ申込みをした場合、全て落選したときは、落選回数は3回になりますか。

答 落選回数は、定時募集の一般住宅のみを対象としていますので1回となります。特定目的住宅とポイント方式住宅は、落選回数の対象とはなりません。

ポイント方式のお申込みからご入居まで

令和6年2月1日(木)～令和6年2月8日(木)

郵送受付は、2月8日（木）までの消印があり、2月13日（火）までに必着のこと。
消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。送付前にもう一度確認してください。

お申込み

※ 令和6年2月8日（木）現在の家族構成でお申込みください。

※ 申込書に「申込世帯の収入の有無」など記入もある場合、加点されませんのでご注意ください。

- 2月下旬頃に「ポイント方式申込書」に記入されている内容を点数化（データ化）し、総合点の高い申込者（上位3位まで、3名以内の場合はその人数）を1次審査通過者として選出します。申込者が1名の場合はその方が1次審査通過者となり、4月下旬の最終審査（下記）を受けて頂きます。

1次審査

1次審査結果の通知

令和6年2月下旬頃に各申込者へ「1次審査の結果通知」を郵送

2次審査

資格審査(面談)

- 3月上旬頃に「ポイント方式申込書」の記載内容を審査するため、1次審査通過者から証明書類を提出いただきます。必要に応じて現地調査のうえ、点数の再計算を行います。提出いただく証明書類は、88ページを参照ください。

※ この証明書類を提出されても、必ずしも入居できるものではありません。
ご理解のうえポイント方式にお申込みください。

ポイント方式審査委員会

- 2次審査通過者を選定します。

2次審査結果の通知

令和6年4月中旬頃に2次審査非通過者へ「落選通知」を郵送

- 2次審査の点数が1次審査の上位4位以下の点数となった方は、2次審査非通過者となります。

抽選会

- 令和6年4月中旬頃に抽選を行います。

2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者及び入居補欠者を決定します。
最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者となり、次点の申込者が入居補欠者となります。

※ 入居予定者とは「当選者」、入居補欠者とは「補欠者」です。

抽選結果の通知

令和6年4月下旬頃に「抽選結果のお知らせ」を郵送

- 入居のために必要な書類を提出していただき最終決定します。

- 鍵渡しは、令和6年6月下旬です。

※ 入居に関する詳細は管理センターから郵送されるご案内にてご確認ください。

※ 鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、許可が取り消されることがあります。

入居

2次審査時に必要な書類の例

3月上旬頃に1次審査通過者から「ポイント方式申込書」の記入内容等を照合するため、下記の書類をご提出いただきます。

1. 必要書類

- ①住民票
- ②所得証明書（18歳以上は収入が無くても必要）
- ③所得証明書に記載されている収入の証明（給与証明書、年金のはがき、確定申告書の控等）
- ④賃貸借契約書・住宅の広さ（m²）を表示した書類
- ⑤家賃証明等

※戸籍謄本の提出が必要となる場合があります。

※マイナンバー（個人番号）の申請により、上記①・②の書類が省略できる場合があります。（申込者の世帯全員のものが必要です。）

提出書類は、当選、落選にかかわらずお返しえできません。

※源泉徴収票、年金のはがき、賃貸借契約書、家賃証明等を除く。

2. 申込書の裏面の該当する箇所に○印を付けた場合に必要な書類

(1)No.7住宅の環境（1～5）の該当する番号に○印を付けた場合

- ①「昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
- ②「住宅、寄宿舎又は共同住宅ではない」の場合は、所有者（家主）からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
- ③「正当な立退要求を受けている」の場合は、所有者（家主）からの立退き要求の証明書
- ④「3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の者と6ヶ月以上同居」の場合は、同居者の戸籍謄本及び住民票等
- ⑤「住宅がないため、配偶者又は子と別居」の場合は、子を扶養していることが確認できる区役所等発行の所得証明書

(2)No.9の該当する番号に○印を付けた場合

1から8の該当する箇所について証明することができる書類

(3)No.10医療費の支払い金額を記入した場合

次の①から③のうち記入した金額を証明できる書類

- ①令和5年1月～12月までに医療機関に支払った世帯全員の領収書
- ②令和5年分の確定申告書の控（医療費控除記載欄）
- ③医療保険者が発行する医療費通知

募集住宅一覧

ポイント方式住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは19ページをご覧ください。

エレベータ ○ 有り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風呂 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

過去倍率 ポイント方式住宅で前年度に募集があつた住宅の倍率です。((O)倍は申込みのなかつた住宅です。)
倍率欄で(未)倍と表示されているのは、前年度に募集のなかつた住宅です。

洗濯機置場 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和6年7月1日から1ヶ月となります。
間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



神戸市営住宅一覧 検索

1人以上

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 間 取り	間 取り 数			
P-1	塚の前 (昭和47年度)	東灘区住吉宮町1丁目2番18	5階建 1号棟 508号室	○	39㎡ 2DK	22,000	(6)倍	改良住宅
P-2	魚崎南 (昭和46年度) 	東灘区魚崎南町6丁目12番1	5階建 1号棟 203号室	○	和6.6 DK5.6	~ 32,800		
P-3	深江南 (昭和50年度) 	東灘区深江南町1丁目17番	14階建 1号棟 1201号室	○	37㎡ 2DK	21,200	(4)倍	
P-4	ウエストコート 9番街 (平成7年度) 	東灘区向洋町中7丁目2番地の2	15階建 1号棟 1208号室	○	45㎡ 2LDK	24,800	(未)倍	
1人以上	新求女 (平成31年度)	六甲ライナー「アイラントセンター」駅 徒歩10分	12階建 1号棟 202号室	○	和6.4 DK9.6	~ 37,000		
P-5	新求女 (平成31年度)	東灘区住吉宮町1丁目12番2	7階建 1号棟 202号室	○	49㎡ 2DK	29,800	(8)倍	
P-6	フレール 住吉宮町 (平成31年度)	阪神「住吉」駅 徒歩7分	7階建 1号棟 302号室	○	和6洋5.4 DK7.2	~ 44,400		
P-7	弓の木 (平成10年度)	東灘区住吉宮町2丁目14番11	3階建 1号棟 203号室	○	43㎡ 2K	27,200	(23)倍	
P-8	弓の木 (平成13年度)	阪神「住吉」駅 徒歩4分	5階建 2号棟 205号室	○	洋8.6 K4.1	~ 40,500		
						27,200	(23)倍	
						~ 40,500		
						24,000	(13)倍	
						~ 35,800		
						33,600	(未)倍	
						~ 50,100		

 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

 テレビがケーブルテレビどなりますので日々の負担金が生じます
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準に注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		階 横 号 棟 階 数 室	エレベータ 数	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				間 取 置 数	間 取 置 数			47m ² 2DK	和6洋5.4 DK6.2	43,400		
P-9		灘北第二 (平成7年度) 	灘区灘北通8丁目2番1 JR「灘」駅 徒歩5分	15階建 1号棟 640号室	○	○		47m ² 2DK	~ 和6洋5.4 DK6.2	29,200 ~ 43,400	(未) 倍	
P-10		HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩7分	14階建 4号棟 312号室	○	○		39m ² 1DK	~ 洋8.2 DK7.8	24,500 ~ 36,400	(8) 倍	募集再開住宅
P-11		HAT神戸 ・灘の浜 (平成7年度) 	灘区摩耶海岸通2丁目3番 阪神「岩屋」駅 徒歩9分	14階建 8号棟 721号室	○	○		39m ² 1DK	~ 和6 DK7.8	24,500 ~ 36,500	(8) 倍	募集再開住宅
1 人 以 上	P-12	新生田川 (昭和49年度)	中央区北本町通6丁目4番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14号棟 307号室	○	○		44m ² 2DK	~ 和6,6 DK6.3	24,500 ~ 36,500	(4) 倍	改良住宅
	P-13	新生田川 (昭和49年度)	中央区北本町通6丁目4番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14号棟 808号室	○	○		31m ² 1DK	~ 和6 DK7.8	17,400 ~ 26,000	(未) 倍	改良住宅
	P-14	新生田川 (昭和49年度)	中央区北本町通6丁目4番 阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14号棟 1201号室	○	○		44m ² 2DK	~ 和6,6 DK6.3	24,500 ~ 36,500	(4) 倍	改良住宅
	P-15	新生田川 (昭和56年度)	中央区北本町通5丁目2番 阪急「春日野道」駅 徒歩6分	12階建 16号棟 502号室	○	○		35m ² 1LDK	~ 和6 DK9.2	20,200 ~ 30,000	(未) 倍	改良住宅
	P-16	新生田川 (平成6年度)	中央区南本町通5丁目1番 阪急「春日野道」駅 徒歩6分	10階建 21号棟 906号室	○	○		49m ² 2DK	~ 和6,6 DK7.9	30,000 ~ 44,700	(4) 倍	募集再開住宅 改良住宅

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

国道等が近い為騒音等が発生することがあります
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準に満たない方でも購入することができます。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数	間 取 置 数			
P-17	北本町 (昭和51年度)	中央区北本町通3丁目2番	1号棟 14階建 212号室	○	50m ² 3DK	27,800	(未) 倍	
P-18	楠 (平成28年度)	中央区楠町1丁目12番1	2階建 6号棟 8階建 303号室	○	和6.4洋4 DK6.9 2DK	41,400	(未) 倍	改良住宅
P-19	楠 (平成28年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	6号棟 8階建 504号室	○	50m ² 2DK	32,200	(未) 倍	改良住宅
P-20	下山手 (平成31年度)	中央区下山手通9丁目10番	6号棟 10階建 202号室	○	和7.2洋5 DK7 2DK	48,000	(未) 倍	改良住宅
P-21	筒井 (平成8年度)	中央区筒井町1丁目1番	4号棟 11階建 503号室	○	49m ² 2DK DK8.1	31,500	(未) 倍	改良住宅
P-22	HAT神戸 ・脇の浜 (平成8年度)	中央区脇浜海岸通3丁目2番	5号棟 12階建 13号棟 4階建 407号室	○	50m ² 2DK 和6洋5.3 DK7.6 2DK	30,700	(27) 倍	
P-23	松原 (昭和46年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩6分	4号棟 10階建 2号棟 707号室	○	49m ² 2DK DK7.4	45,700	(未) 倍	
P-24	本御崎 (昭和47年度)	兵庫区松原通4丁目2番25	2号棟 7階建 1号棟 13階建	○	37m ² 2DK DK5.2	31,400	(4) 倍	
		JR「兵庫」駅 徒歩8分	707号室	○	和6.6 DK6.9	46,800	(2) 倍	
		兵庫区御崎本町3丁目3番29	1号棟 5階 504号室	○	42m ² 2DK 和6.6 DK6.9	19,000	(4) 倍	
		地下鉄「和田岬」駅 徒歩7分				28,300	(2) 倍	
						20,400	(2) 倍	
						30,500	(2) 倍	

③ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準にについては、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(㎡)		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				階 横 号	階 数 階 数 室			
P-25	駅南	兵庫区駅南通4丁目1番2 (昭和51年度)	1号棟 4階建 404号室	○	44㎡ 2DK 和6.6 DK5.9	23,500 ~ 35,100	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅
P-26	浜崎通	兵庫区浜崎通2-22 (平成26年度)	1号棟 13階建 1306号室	○	39㎡ 2K 洋6.4.4.6 K3.3	23,700 ~ 35,300	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅
P-27	番町	長田区四番町5丁目1番地 (平成7年度)	14階建 37号棟	○	49㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,000 ~ 38,800	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅
P-28	番町	長田区四番町4丁目69番地 (平成7年度)	4階 402号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(13) 倍	改良住宅
P-29	番町	長田区四番町3丁目21番 (平成7年度)	6階 607号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅
P-30	番町	長田区四番町3丁目21番 (平成7年度)	8階 805号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅
P-31	番町	長田区四番町3丁目21番 (平成7年度)	8階 810号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅
P-32	番町	長田区四番町3丁目21番 (平成7年度)	10階 1002号室	○	50㎡ 2DK 和6洋4.5 DK6.5	26,600 ~ 39,600	(未) 倍	募集再開住宅 改良住宅

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		階 横 間取り 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
				エレベータ	置 数				
	P-33	重池 (平成7年度)	長田区重池町1丁目10番 地下鉄「上沢」駅 徒歩6分	7階建 8号棟 102号室	○ 和6洋5.7 DK7.3	49m ² 2DK	27,600 ~ 41,000	(7) 倍	
	P-34	房王寺 (昭和48年度)	長田区房王寺町3丁目4番 神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	11階建 3号棟 413号室	○ 和6.6 DK8.3	43m ² 2DK	21,900 ~ 32,600	(未) 倍	
1 人 以 上	P-35	大日丘第二 (昭和53年度)	長田区大日丘町2丁目2番2 神戸電鉄「鷺越」駅 徒歩10分	5階建 1号棟 505号室	○ 和6.4洋3.5 DK7	50m ² 3DK	24,400 ~ 36,400	(0) 倍	募集再開住宅
	P-36	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階建 2号棟 204号室	○ 和6.6洋4 DK6.7	50m ² 3DK	24,500 ~ 36,500	(8) 倍	改良住宅
	P-37	一番町 (昭和53年度)	長田区一番町3丁目1番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	2階建 2号棟 707号室	○ 和6.6洋4 DK6.7	50m ² 3DK	24,500 ~ 36,500	(8) 倍	改良住宅
	P-38	水笠西 (平成7年度)	長田区水笠通6丁目3番2 地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	5階建 1号棟 304号室	○ 和6洋5.2 DK4.8	50m ² 2DK	29,000 ~ 43,200	(80) 倍	
	P-39	川西 (平成8年度)	長田区川西通3丁目60番地 地下鉄「長田」駅 徒歩7分	5階建 2号棟 306号室	○ 和6 DK7.7	39m ² 1DK	22,800 ~ 34,000	(未) 倍	募集再開住宅
	P-40	工ヴァタウン 海運 (平成10年度)	長田区海運町2丁目5番22 JR「鷹取」駅 徒歩5分	6階建 1号棟 606号室	○ 和6 DK8.5	42m ² 1DK	24,700 ~ 36,800	(3) 倍	

① 下階部分に店舗が入っている為騒音等が発生することがあります

② 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改築法に基づき建設された住宅で、収入基準に従事するのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号 階 数 室	間 取り 置 数			
P-41	南須磨	須磨区青葉町2丁目2番	5階建 1号棟 503号室	○	48m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK6.7	24,100 ~ 35,800	(未) 倍	
P-42	須磨大池	須磨区大池町5丁目3番	10階建 1号棟 1007号室	○	47m ² 2DK 和6,4.5 DK5.5	26,700 ~ 39,700	(未) 倍	
P-43	須磨外浜	須磨区外浜町3丁目2番	10階建 1号棟 501号室	○	42m ² 1DK 和8 DK6.9	23,500 ~ 35,100	(3) 倍	
P-44	須磨小寺	須磨区小寺町3丁目1番	12階建 1号棟 502号室	○	38m ² 1DK 和6 DK7.2	21,700 ~ 32,400	(6) 倍	
P-45	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 13号棟 702号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3.5 DK7	26,500 ~ 39,500	(未) 倍	
P-46	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 36号棟 512号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.2	22,500 ~ 33,500	(6) 倍	
P-47	東多聞	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス約7分「学が丘4丁目」徒歩2分	12階建 37号棟 602号室	○	47m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.2	22,400 ~ 33,300	(6) 倍	
P-48	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 38号棟 609号室	○	50m ² 3DK 和6,4洋3 DK6.7	23,500 ~ 35,100	(6) 倍	

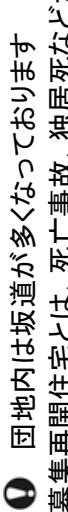
❶ 団地内には坂道が多くなっております

❷ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

❸

1人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地		階 横 号 数 室	面積(m ²) 間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 棚
			交 通	エレベータ					
P-49	東高丸	垂水区東垂水1丁目1番	5階建 1号棟	○	51m ² 3DK	24,800 ~	(未)倍		
P-50	(昭和53年度) 	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩12分 垂水区本多聞7丁目2番	4階建 406号室	○	和6.4洋3.5 DK7.5	36,900 ~	(未)倍		
P-51	(平成7年度) 	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多 聞介護センター前」徒歩2分	14階建 1号棟	○	49m ² 2DK	25,100 ~	(6)倍		
P-52	(平成8年度) 	ベルデ名谷 垂水区名谷町字高曾2292番地10	10階 1009号室	○	和6洋5.4 DK6.8	37,400 ~			
1人 以 上	P-53	ベルデ名谷 垂水区名谷町字高曾2292番地10	15階建 3号棟	○	51m ² 2DK	25,900 ~	(3)倍		
	P-54	ベルデ名谷 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	4階 420号室	○	和6洋5 DK6.9	38,600 ~			
	P-55	ベルデ名谷 垂水区名谷町字高曾2292番地10	15階建 3号棟	○	51m ² 2DK	25,900 ~	(0)倍	募集再開住宅	
	P-56	ベルデ名谷 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	10階 1015号室	○	40m ² 1DK	20,600 ~	(0)倍		
		ベルデ名谷 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和 台口」徒歩4分	15階建 5号棟	○	和6 DK7.6	30,800 ~	(0)倍	募集再開住宅	
		学が丘 垂水区学が丘7丁目1番1	12階 1204号室	○	51m ² 2DK	25,900 ~	(0)倍	募集再開住宅	
		(平成21年度) 有野第一	6階建 3階 304号室	○	40m ² 1DK	21,300 ~	(未)倍	募集再開住宅	
		(平成7年度) P-56	4階建 1号棟	○	和6 DK8.9	31,700 ~	(未)倍	募集再開住宅	
		北区有野中町3丁目16番18	3階 307号室	○	51m ² 2DK	24,900 ~	(未)倍		
		神戸電鉄「田尾寺」駅 徒歩5分	3階 307号室	○	和6洋4.7 DK7.1	37,100 ~			

 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります 団地内は坂道が多くなっています
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

1人以上・2人以上

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 建		面積(m ²) 間取り 数	月額家賃 (円)	過去 倍 率	備 考 欄
				号 棟 階 数 室	エレベータ 設 置				
1 人 以 上	P-57 (平成13年度)	西大池第四 北区西大池2丁目6番	8階建 209号棟 O	51m ² 2DK	O	24,700 ~ 36,700	(未) 倍	募集再開住宅	
	P-58 (平成29年度)	新桜の宮 北区甲榮台4丁目7番1号	4階 402号室 O	和6洋6.1 DK7.9	O	36,700			
	P-59 (平成29年度)	新桜の宮 北区甲榮台4丁目8番1号	8階建 102号室 O	40m ² 2K	O	20,600 ~ 30,700	(4) 倍		
	P-60 (平成29年度)	新桜の宮 北区甲榮台4丁目8番1号	9階建 126号室 O	40m ² 2K	O	20,600 ~ 30,700	(4) 倍		
2 人 以 上	P-61 (昭和54年度) 	青木南 東灘区青木6丁目8番38	9階建 3号棟 O	40m ² 2K	O	20,600 ~ 30,700	(4) 倍	改良住宅	
	P-62 (平成7年度)	新生田川 中央区北本町通6丁目1番	14階建 1号棟 O	52m ² 3SDK	O	30,800 ~ 45,900	(6) 倍		
	P-63 (昭和54年度) 	港島 中央区港島中町2丁目4番地の1	10階 1006号室 O	和6,6洋3 DK6.9 S2	O	45,900			
	P-64 (昭和54年度) 	港島 中央区港島中町2丁目4番地の1	14階建 22号棟 O	51m ² 2DK	O	31,300 ~ 46,600	(4) 倍		

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます
募集再開住宅とは、死亡などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	階 棟 号 数 階 号 室		エレベータ	面積(㎡) 間取り 置 数		月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 標 標
				8階建	73号棟 310号室		55㎡ 3SDK	31,100 ~ 46,400			
P-65 	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 3階建 310号室	○	和6,6洋3 DK7.2 S2		55㎡ 3SDK	31,100 ~ 46,400	(3) 倍		
P-66 	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟 408号室	○	和6,6洋3 DK7.2 S2		55㎡ 3SDK	31,100 ~ 46,400	(3) 倍		
P-67 	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟 808号室	○	和6,6洋3 DK7.2 S2		55㎡ 3SDK	31,100 ~ 46,400	(3) 倍		
2 P-68 	楠	中央区楠町8丁目1番	11階建 3号棟 1001号室	○	和6,6洋3 DK5.9		55㎡ 3DK	31,000 ~ 46,200	(未) 倍	改良住宅	
人 以 上	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟 1101号室	○	和6,6洋6.3 DK9.1		54㎡ 2DK	33,600 ~ 50,100	(27) 倍	改良住宅	
P-69 (平成14年度)	JR「三宮」駅	徒歩10分	11階建 1号棟 1106号室	○	和6洋6.3 DK9.1		54㎡ 2DK	33,600 ~ 50,100	(27) 倍	改良住宅	
P-70 (平成14年度)	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟 1305号室	○	和6洋6.3 DK9.1		54㎡ 2DK	33,600 ~ 50,100	(27) 倍	改良住宅	
P-71 (昭和57年度)	兵庫駅西	兵庫区駅前通4丁目3番	10階建 2号棟 602号室	○	和6,6洋5 DK8 S2.4		56㎡ 3SDK	30,800 ~ 45,900	(18) 倍	改良住宅	
P-72 (昭和57年度)	兵庫駅西	兵庫区駅前通4丁目3番	10階建 3号棟 202号室	○	和6,6洋5 DK8 S2.4		56㎡ 3SDK	30,800 ~ 45,900	(18) 倍	改良住宅	

テレビがケーブルテレビとなりますので日々の負担金が生じます
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準にについては、3ページ参照)

2人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				階 横 号	階 数 階 号 室			
P-73	ポートサイド 吉田 (平成12年度)	兵庫区吉田町1丁目2番90	7階建 1号棟	○	51m ² 2DK	28,300	(未) 倍	
P-74	番町 (昭和56年度)	地下鉄「和田岬」駅 徒歩9分	6階建 609号室	○	和6洋4.7 DK7.2	~ 42,200	(未) 倍	改良住宅
P-75	番町 (昭和62年度)	長田区三番町4丁目4番地	10階建 23号棟	○	52m ² 3DK	25,700	(未) 倍	改良住宅
P-76	番町 (平成2年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	9階建 903号室	○	和6.6洋4 DK7	~ 38,200	(未) 倍	
P-77	番町 (平成6年度)	長田区五番町5丁目1番地	7階建 27号棟	○	56m ² 3UDK	28,400	(未) 倍	募集再開住宅
P-78	番町 (平成6年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	4階 401号室	○	和6.6洋3.5 DK7.2 U2.4	~ 42,300	(未) 倍	改良住宅
P-79	番町 (平成2年度)	長田区五番町4丁目30番地	10階建 29号棟	○	56m ² 3UDK	29,100	(未) 倍	
P-80	番町 (昭和61年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	2階 203号室	○	和6.6洋3.6 DK7.2 U2.3	~ 43,400	(未) 倍	改良住宅
2人以上			10階建 29号棟	○	59m ² 3DK	31,000	(未) 倍	募集再開住宅
			7階建 708号室	○	和6.6洋4 DK8.5	~ 46,200	(未) 倍	改良住宅
			10階建 29号棟	○	59m ² 3DK	31,000	(未) 倍	募集再開住宅
			8階 807号室	○	和6.6洋4 DK8.5	~ 46,200	(未) 倍	改良住宅
			10階建 29号棟	○	58m ² 3UDK	30,000	(未) 倍	
			9階 901号室	○	和6.6洋3.6 DK7.2 U2.3	~ 44,600	(未) 倍	募集再開住宅
			5階建 36号棟	×	57m ² 3DK	27,300	(未) 倍	
			3階 302号室		和6.6洋4.5 DK7.1	~ 40,700	(未) 倍	募集再開住宅

募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。
改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

2人以上

申込区分	申込番号	住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	建 構 号 数 階 数 室		エレベータ 置 数	面積(m ²) 間 取り	(円)	過去 倍率	備 考 標 標
				階	構 造 数					
P-81	王居殿第二 (昭和61年度) 	垂水区王居殿2丁目10番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	4階建 1号棟 407号室	×	58m ² 3DK	28,100 ~ 41,800	28,100 ~ 41,800	(3) 倍		
P-82	王居殿第三 (昭和63年度) 	垂水区王居殿2丁目6番 山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩9分	5階建 1号棟 501号室	×	59m ² 3DK	28,500 ~ 42,500	28,500 ~ 42,500	(未) 倍		
2 人 以 上	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 1号棟 406号室	×	59m ² 3DK	30,600 ~ 45,500	30,600 ~ 45,500	(未) 倍	募集再開住宅	
	P-84	狩口 (昭和61年度)	垂水区狩口台6丁目4番 JR「朝霧」駅 徒歩7分	5階建 7号棟 402号室	×	60m ² 3DK	31,100 ~ 46,400	31,100 ~ 46,400	(1) 倍	
P-85	北舞子第二 (昭和63年度) 	垂水区舞子台8丁目14番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」徒歩5分	4階建 11号棟 104号室	×	60m ² 3DK	32,200 ~ 48,000	32,200 ~ 48,000	(1) 倍		
	P-86	狩口第二 (昭和63年度) 	垂水区狩口台6丁目7番 JR「朝霧」駅 徒歩8分	5階建 5号棟 505号室	×	59m ² 3DK	30,500 ~ 45,400	30,500 ~ 45,400	(未) 倍	募集再開住宅
P-87	舞子山手 (平成7年度) 	垂水区本多聞7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多聞介護センター前」徒歩2分	14階建 1号棟 915号室	○	58m ² 3DK	29,800 ~ 44,300	29,800 ~ 44,300	(2) 倍		
P-88	ベルデ名谷 (平成8年度) 	垂水区名谷町字梨原2366番地の2 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」徒歩4分	20階建 7号棟 1002号室	○	60m ² 3DK	30,900 ~ 46,000	30,900 ~ 46,000	(未) 倍	募集再開住宅	

同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります
団地内には坂道がが多くてあります
募集住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

2人以上・3人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 在 地 交 通	面積(m ²)		月額家賃 (円)	過去倍率	備 考 棚
				間取り	面積(m ²) 置 数			
P-89	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	14階建 201号棟 1205号室	○	65m ² 3DK	30,400 ~ 45,300	(0) 倍	
P-90	西大池第二 (平成4年度)	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	12階建 202号棟 303号室	○	65m ² 3DK	30,600 ~ 45,600	(未) 倍	募集再開住宅
2人 以 上	P-91 (平成4年度)	日輪寺 西区玉津町小山561番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約20分「玉津」 ターミナル前 徒歩9分	3階建 3号棟 102号室	×	64m ² 3DK	30,200 ~ 44,900	(未) 倍	
	P-92 (昭和62年度)	養田 西区押部谷町養田字山腰632番地11 地下鉄「西神中央」駅 徒歩20分	3階建 1号棟 204号室	×	57m ² 3DK	24,900 ~ 37,000	(未) 倍	
P-93 (昭和62年度)	養田 西区押部谷町養田字山腰632番地11 地下鉄「西神中央」駅 徒歩20分	3階建 1号棟 301号室	×	57m ² 3DK	24,200 ~ 36,000	(未) 倍		
	P-94 (平成2年度)	栄第二 西区桜が丘東町3丁目2番地の2 神戸電鉄「栄」駅より、神姫バス約4分「桜が 丘東町四」徒歩3分	5階建 2号棟 203号室	×	59m ² 3DK	27,400 ~ 40,800	(0) 倍	
P-95 (平成8年度)	西神井吹台 泉第二 (昭和62年度)	西区井吹台西町1丁目7番地 地下鉄「西神南」駅 徒歩10分 灘区泉通2丁目5番1 阪神「大石」駅 徒歩9分	14階建 4号棟 204号室	○	60m ² 3DK	32,400 ~ 48,200	(9) 倍	
	P-96 (昭和62年度)		5階建 2号棟 304号室	×	63m ² 3DK	36,500 ~ 54,300	(1) 倍	

□ テレビがケーブルテレビとなりますが、月々の負担金が生じます。
募集再開住宅とは、死亡事故、独居死などが発生した住宅で、都合により当該住宅の募集を一時停止していた住宅です。

3人以上・4人以上

申込区分	申込番号	住宅名 (建設年度) 注意マーク	所 交 通	在 地	面積(m ²)		エレベータ	階 建 構 数 号 室	間取り 置 数	月額家賃 (円)	過去 倍率	備 考 欄
					戸 数	間 取り 室						
3人以上	P-97 (平成14年度)	小野柄 中央区小野柄通2丁目1番5 JR「三宮」駅 徒歩10分	1号棟 14階建 104号室	○	63m ² 3DK	39,400 ~				39,400 58,700	(未) (未)	改良住宅
	P-98 (平成22年度)	新中山手 中央区中山手通8丁目1番 地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	3号棟 7階建 101号室	○	62m ² 3DK	39,500 ~				39,500 58,800	(未) (未)	改良住宅
4人以上	P-99 (昭和61年度)	旭中央 中央区旭通3丁目3番16 JR「三ノ宮」駅 徒歩7分	1号棟 14階建 1210号室	○ 非停止	64m ² 2LDK	41,300 ~				41,300 61,500	(未) (未)	改良住宅
	P-100 (昭和57年度)	兵庫駅西 兵庫区駅前通4丁目3番 JR「兵庫」駅 徒歩8分	5号棟 8階建 410号室	○	66m ² 3LDK	36,300 ~				36,300 54,000	(未) (未)	改良住宅

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅と異なりますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

常時募集について

1 常時募集とは

定時募集で申込みがなかった住宅を先着順で受付を行うものです。ただし、受付初日については以下のとおり、抽選で受付の順番を決定します。

2 常時募集の受付について

- (1) 令和6年2月定時募集で申込みがなかった住宅は令和6年3月27日（水）から常時募集として受付を開始いたします。受付初日午前中と午後以降で受付方法が異なりますので、ご注意ください。

【令和6年3月27日（水） 常時募集初日の受付について】

- ・住宅を選ぶ順番を抽選で決定します。
- ・抽選に参加される方は、午前10時までに受付場所までお越し下さい。
※10時になりましたら受付を終了します。
- ・抽選の参加は1世帯につき1回に限ります。
- ・来場された方に「整理番号札」をお渡しします。
整理番号順に抽選機を回していただき、全員の抽選が終了した後、抽選で出た番号順に住宅を選択いただきます。
- ・午前10時を過ぎてご来場された方は、上記の住宅の選択終了までお待ちいただき、残った住宅から先着順で受付します。
※上記の初日午前中の受付に限り、ご用意いただく書類は不要です。
審査時にご用意いただきます。

- (2) 令和6年3月27日午後からは、先着順で受付します。

- ・お申込みの受付は、住民票（世帯全員・続柄記載）及び市県民税所得証明書（生活保護受給中の方は世帯全員分の生活保護適用証明書）等をご持参のうえ、窓口へお越しください。（ただし、土・日・祝日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで）
- ・申込みは先着順で受付ていますので、ご希望の住宅に空きが無い場合もありますので事前に必ず市営住宅募集係まで空家状況を確認のうえ、お越しください。
- ・電話での空家の予約はできませんので、ご了承ください。

3 申込資格

- (1) 2・3ページに記載の申込資格[1]～[5]まで、全ての項目にあてはまる世帯。
※申込み時点の家族構成でお申込みください。
※2ページ [2] (2) にあてはまらない単身世帯の方でも、常時募集の住宅に申込むことができる場合があります。
- (2) 特定目的住宅を申し込みされる場合は、上記に加えて49～55ページに記載の申込資格も必要です。
- (3) 現在、公営住宅（市営・県営）に入居中の方は、申込資格を満たしていても、4・5ページに記載の申込資格にあてはまらない場合は、お申込みできません。

4 常時募集のお申込みからご入居まで（初日の午前中の受付は、前頁のとおり）

お申込み

住民票（世帯全員・続柄記載） 及び市県民税所得証明書をご提出のうえ、窓口で、ご希望の住宅をお申込みください。

※生活保護受給中の方は、「生活保護適用証明書（世帯全員分）」を所得証明書の代わりに提出してください。

申込資格等の確認

お申込みの時点で、申込資格について確認させていただき、書類審査に必要な書類をご案内いたします。

後日、改めて資格審査を受けていただきます。

※確認の結果、申込資格を満たしていない場合は、受付できません。

資格審査

1～2週間後

必要書類をご提出ください。入居資格の有無について、審査します。

※申込資格を満たしていない場合や虚偽の記載があった場合などは、『失格』となります。また、必要書類の不備・不足がある場合は、審査が完了しません。

入居

鍵渡しは、お申込み受付から3ヶ月後の下旬です。

なお、必要書類の不備・不足があり審査完了が遅れた場合は、4ヶ月後の下旬になる場合があります。

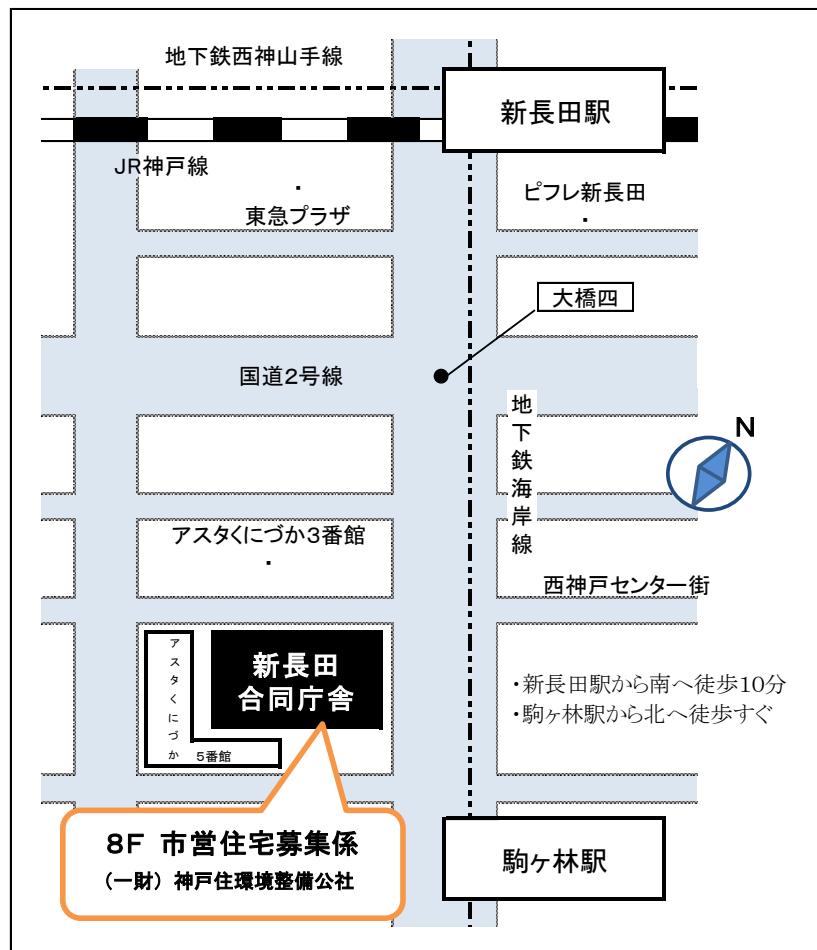
※ 入居に関する詳細は管理センターから郵送されるご案内にてご確認ください。

※ 鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、許可が取り消されることあります。

【 募集に関するお問い合わせ先 】

(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係

〒653-8768 神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号 新長田合同庁舎 8 階



電話番号 : (078) 647-9804

FAX : (078) 647-9625

営業時間 : 午前8時45分 ~ 午後5時30分

休業日 : 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

※電話でのお問い合わせの際は、おかげ間違いのないようご注意ください。



神戸住環境整備公社
ホームページ